

平成 21 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 22 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	3 番	市 川 雄 次
4 番	池 田 好 隆	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ 2 名 ）

2 番	佐々木 正 勝	5 番	宮 崎 信 一
-----	---------	-----	---------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 文 一	局長補	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健康福祉部長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガス水道局長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総務部総務課長	森 鉄 也	企 画 情 報 課 長	竹 内 規 悦
防 災 課 長	佐々木 義 明	市 民 課 長	木 内 利 雄
生活環境課長	長谷山 良	清 掃 セ ン タ ー 長	石 垣 茂
健康推進課長	三 浦 美 江 子	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	齋 藤 美 枝 子
農 林 水 産 課 長	阿 部 誠 一	商 工 課 長	森 孝 良
都 市 整 備 課 長	佐 藤 正		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

平成21年3月3日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、6番佐藤文昭議員の一般質問を許します。6番佐藤文昭議員。

【6番(佐藤文昭君)登壇】

6番(佐藤文昭君) どうもおはようございます。それでは、5点について一般質問させていただきます。

最初に、まず、市政講座の開催についてでございます。

市民1,000人のまちづくりアンケート調査の中で、市民の意見がまちづくりに反映されているかについて、「あまり反映されていない」が36.4%、「まったく反映されていない」が6.8%、「わからない」が30%など、「市民の意見が反映されていない」が年代別に多く見られています。また、市民の意見を市政に反映するために何がなかでは、市民懇談会の場、まちづくりにかかわる機会、予算の流れを細かく伝えてほしいなど、さまざまな要望があります。現在、市では、自治基本条例を策定中で、この中で一人一人の市民が市政の主役であることを強く認識しながら協働のまちづくりを推進するとしています。幅広い学習機会の拡充と各種情報の提供により、市民の学習活動を促進するため、また、広範多岐にわたる市政の様子を伝える機会として、市政について理解を深めていただくために、教育、福祉、産業、暮らし、環境など、市が重点的に取り組む事業や、市民生活に関係の深い事業など、市政全般にわたってさまざまなメニューの講座内容をつくり、市民に伺い市政に反映されるよう、市政講座を開催することについて伺います。

参考として、これは、県庁では「出前講座」を実施しておりまして、平成20年度は198講座で、12月現在、実施延べ件数が260件、受講者延べ人数が1万7,324人です。19年度は574講座の3

万 6,843 人、近隣の由利本荘市でも「宅配講座」というのがありまして、42 講座あり、平成 20 年 2 月現在で 83 件の 3,901 人、19 年度は 81 件の 2,815 人となっております。

2 番目については、地球温暖化対策についてでございます。地球温暖化対策推進法では、庁舎や施設などからの排出削減を定めた実行計画と、地域全体の削減の取り組みを定めた地域推進計画の二つの計画を自治体に求めています。義務づけられている実行計画は、庁舎のエコオフィスのみにはすぎません。しかも罰則がないことから、全国の市町村でも 636 市町村しか制定されていない現状です。一方で、策定が努力義務の推進計画はわずか 6 市町村となっております。この計画では、達成のため、まだ具体的な制度づくりや支援は多くない状況でございます。

そこで、できるところから二酸化炭素の排出量削減に取り組むべきと考え、今回、仁賀保駅前街路灯事業として 45 基の修繕があります。この街路灯を、水銀灯から省エネ型のナトリウムランプなどに交換できないか伺います。1 基にかかる 1 年分の電力量は、水銀灯からナトリウムランプに交換することで半分以下で明るさも変わらないとされています。参考として、現在、250 ワットタイプは、ちょうど交差点のところに街路灯が設置してありますけれども、年間点灯時間を 4,000 時間、電気料金を 1 キロワット時 21 円、電気の CO₂ 排出係数を 0.55 と計算しますと、1 台当たりの年間電力量で 280 キロワットの削減、電気料金で 5,880 円の削減、二酸化炭素排出量の削減で 155.4 キロ削減されるというシミュレーションになっています。また、市内には約 4,400 基の水銀灯の街路灯があり、省エネ型の街路灯を年次的に取りかえることについて財政上の課題もありますが、その考え方について伺います。

3 番目は、住宅耐震診断についてでございます。

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、地震により多数の人命が奪われ、その主たる原因は、住宅建築物の倒壊等によるものです。その教訓を踏まえて促進法が制定されました。その後、新潟県の中越地震、中越沖地震、福岡県の西方沖地震など大地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、東海地震などの発生の切迫性も指摘され、その被害は甚大なものになると想定されています。この中で、国では、建築物の耐震改修は全国的に取り組むべき社会全体の緊急課題として位置づけ、建築物の耐震化を推進するために、促進法が平成 18 年 1 月に改正され、効果的かつ効率的な建築物の耐震診断及び耐震改修を実施することが求められるようになりました。秋田県沖でも大きな地震が起きる可能性が指摘されています。市でも災害に強いまちづくりを目指す耐震診断のアンケート調査を実施し、昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅が 2,858 棟あり、耐震性が不十分という住宅が多くあるとされています。うち耐震診断を受けたいというのが 43.5% となっています。

次のことについて伺います。一つ目は、市政報告にもありますけれども、住宅（木造）の耐震診断及びブロック塀撤去に対する補助についてでございます。二つ目は、促進法に基づき、にかほ市での建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、市耐震改修促進計画の策定について、この計画の目的、対象についてでございます。また、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標、現状の耐震化率の現状と、これは平成 27 年まで国では耐震化率の現状を 9 割に設定するということになっておりまして、その目標の設定についてでございます。三つ目は、市の地震防災マップ、

揺れやすさマップ、建物の壊れやすさマップの策定をして、市民への公表を実施し、意識啓発と震災知識の普及に努めてはどうか。

4番目は、農業振興についてでございます。

世界的な食料危機の懸念が強まる中で、将来的な食料の安定確保は重要な施策であります。秋田県の21年度当初予算では、食料自給率向上に向けた取り組みを強化するため、県内の水田をフルに活用して農業生産の底上げを図る、あきた型食料自給率向上対策事業として2億5,674万円を計上。このうち、自給力向上に取り組む農家や集落営農組織などを支援する事業に1億3,520万円を盛り込むなど、本県農業を見詰め直す提案を打ち出しております。この自給率対策は、取り組む農家や集落営農組織の支援、未利用水田の再生など、多岐にわたる内容になっています。この事業を実施していくため、生産者や農業団体を含めた対策チームをつくる考えはありませんか。また、国でも、水田フル活用に向けて、10アール3,000円の生産調整協力金を創設し、約380億円を充てるなど、この事業に対して後押しをしております。市としてかさ上げの補助を検討していますか。自給率向上に向け、市では水田フル活用にどのように取り組んでいくのか伺います。

5番目は、市の公共施設の管理運営についてでございます。

この質問については、9月議会でも、私、一般質問しております。その中で、公共施設の指定管理者制度の移行、あるいは民間譲渡、一部業務委託についてのことです。この平成17年度に策定した行政改革大綱及び集中改革プランは、平成21年度までであり、9月議会の市長の答弁では、合併協定項目の実現を図り、そして、その上で指定管理者制度、集中改革プランの実施について、21年度までの目標に向けて取り組んでいくと述べております。これまでの管理者制度への移行、民間譲渡、一部業務委託の公共施設の管理運営の進捗状況について伺います。

この進捗の「捗」、間違っておりますが、訂正お願いします。

公の施設に関する検討会は、市直営施設のうち21年度まで民間の管理に移行する可能な施設について、今後の方針などを検討しているとされていますが、これまで開催されてきましたか。平成21年度で第1次の行政改革大綱及び集中改革プランは終了するわけですが、新たな大綱策定に向け、行政改革プロジェクトチームを設置して、行政のスリム化、効率化を積極的に進めるべきではないか伺います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。

それでは、佐藤文昭議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市政講座の開催についてでございます。現在、市では、協働のまちづくりの実現のために、そのパートナーとして103自治会から成る組織を活用しながら、代表者による旧町単位での行政懇談会の開催、あるいは地区単位での市政説明会を開催しております。また、自治会や集落、あるいは複数の集落合同での要望にこたえての市政座談会の開催、そして市のホームページという媒体を活用しての「何でもQ & A」による相談コーナーの設置、さらには意見箱の設置を行っているところでございます。本年度からは市民からの意見・要望をより広く聴取する趣旨から、広報の紙

面で募集記事として「市政全般にわたる意見等をお寄せください」といった市民への啓発活動も実施しております。そして、年1回の自治会等へのお願いとしての地区要望の取りまとめなど、さまざまな形で広く市民から市政に対しての意見や要望を寄せていただく機会をつくっているところでございます。

御質問は、市政をさらに深く理解していく場として市民講座を開催したらいかがですかという御提案でございます。2月12日の議員全員協議会において、市民と行政、議会が一体となって協働のまちづくりを推進するために、行政運営の最高規範であるにかほ市自治基本条例案の制定趣旨を説明させていただきました。今後は広く市民等への内容周知など説明会を実施しながら、6月定例会に上程したいと考えているところであります。この条例の制定はこれまで以上に市民に対しての説明責任が伴ってくることとなりますので、市政説明会などと並行して自治会や集落単位、あるいは少人数、グループ単位を対象とした市政運営の情報を提供する機会を市民の要望、テーマに沿った形で、21年度から市民出前講座 — 仮称ですが — 実施したいと思っております。また、市では、現在、社会教育課、文化保護課などで単独で実施している市民向けの講座もございますので、それらと連携した形で行ってまいりたいと思っております。

次に、地球温暖化対策についてであります。

初めに、仁賀保駅前周辺に設置されている街路灯についてでございます。水銀灯から省エネ型のナトリウム灯に交換したらどうかということでございますが、仁賀保駅前周辺の街路灯の修繕については、ナトリウム灯を含め、より高輝度で省電力、長寿命のランプがないか、そして塩害に強い灯具はないか、専門家と相談しながら、できるだけ地球環境に優しい省エネタイプの街路灯に変えていきたいと思っております。ちなみに、現在、最も効率的なランプとしては、LED発光ダイオードが信号機などに使われておりますが、街路灯のランプとしてはまだまだ高い状況でございます。一般的には使用されておられません。今後、各メーカー等でさまざまな省エネタイプで効率的な街路灯を開発しておりますので、それらを参考にして選定してまいりたいと思っております。

次に、市内にある約4,400基の水銀街路灯を省エネ型の街路灯に年次的に取りかえることについてであります。防犯灯は各町内会等の要望に基づいて、1基でも多く地域の要望にこたえるために、限られた予算の中で、塩害に強く長寿命型の灯具を選定し、1基当たりの工事費が安くなるように電柱等を利用しながら設置を進めている現状でございます。今後は地球温暖化対策を考慮しながら、省電力、長寿命、塩害に強い灯具の選定を検討してまいります。一度にはなかなかこの水銀灯からの切りかえというのは難しいのではないかな、そのように思っておりますけれども、地域の要望にこたえながら取り組んでまいりたいと思っております。

次に、耐震診断、ブロック塀撤去に対する助成についてでございます。26日の本会議において、21年度予算の主要事業について御説明をいたしました。21年度から住宅耐震診断及びブロック塀の撤去に対して助成することとしております。耐震診断は昭和56年以前に建てられた木造住宅を診断した場合、建築面積、図面のあるなしにもよりますが、上限で3万円を、また、公道に面して危険度が高いブロック塀の撤去には10万円を限度として撤去工事費の2分の1、もしくは1平方メートル当たり4,000円で算定して、いずれか少ない額を補助することとしております。予算の枠があ

るわけでございますが、多くの市民がこの制度を活用しながら、みずからの生命、財産の確保、また、地震の際、通りかかった児童や生徒、あるいは市民などに対しての安全確保に努めていただきたいと思っております。

次に、耐震改修計画の策定でございます。現在、地震による建物等の倒壊や損壊で生じる人身被害または物的被害の防止、あるいは軽減させることを目的として、既存建物の耐震化を計画的に図るために、にかほ市耐震改修促進計画（案）を作成し、各庁舎、ホームページ上で公表をしております。また、2月16日から1ヵ月間、市民などから意見を募集しているところであります。この計画には、住宅、公共建築物の耐震化目標を掲げておりますが、住宅については、住宅総数約8,860戸のうち約4,760戸、53.7%が耐震性を有していると推計しております。これを27年度末まで、高い目標ではございますが、80%を目標としているところであります。また、学校、公営住宅などの公共建築物については152棟のうち63.8%、97棟が耐震性を有しており、住宅と同様に27年度末には、目標は高いんですが、90%を目標として耐震化を進めることとしております。

次に、地震防災マップの策定についてでございます。建物の所有者等が地震防災対策をみずからの問題、あるいは地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、先ほど申し上げました耐震改修促進計画（案）においても、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度を記載した図面、要するに防災マップの作成・公表が有効と位置づけております。今後、秋田県地震被害想定調査による震度分布図や液状化危険度分布図を活用して、地震防災マップの作成が可能かも含めて、調査・研究をしてみたいと思っております。現在、防災マップではありませんが、これにかわり、秋田県地震被害想定調査をもとにした津波ハザードマップを作成中であり、間もなく全戸に配布となります。地震津波警報が発令された場合、このマップを活用し、いち早く安全な場所へ避難できるよう取り組んでいるところであります。また、18年8月には、秋田県と山形県、そして由利本荘市と酒田市、遊佐町と共同で、鳥海山火山防災マップを作成し、全戸配布しておりますが、いま一度御確認の上、有事の際の参考にさせていただきたいと思っております。今後、防災マップの作成、避難場所の整備など、市民が安全・安心に生活できるよう、さらに防災対策事業の推進に努めてまいりたいと思っております。

次に、秋田型食料自給力向上対策事業についてでございます。秋田県では、水田を主体としてそれに適した食料の生産拡大と水田の有効活用により、食料自給率の向上を図るために、21年度から新規事業として創設したものであります。主なメニューとしては、国が新規需要米等の生産拡大を目的に新たに創設した水田等有効活用促進交付金事業を補い、国の要件から外れる農地にも県が独自に助成する水田フル活用型経営サポート事業を初め、水稻直販栽培の拡大に必要な簡易な圃場整備に助成する自給力向上基盤強化事業などがございます。

御質問の対策チームをつくる考えはないのかのことでございますが、にかほ市においては、農業関係機関や生産者、消費者等から構成される、にかほ市水田農業推進協議会が主体となって、当市の水田農業の方策や国・県の関連事業の活用等を総合的に協議し、施策に反映させているところであります。今回創設となりました秋田型食料自給力向上対策事業は、飼料用米等の新規需要米対策、水稻栽培に係る圃場整備、耕作放棄地再生対策、米粉用米の技術実証などのメニューとなっております。

ますが、当市においては、現在、にかほ市水田農業推進協議会において施策の方向づけをしているところであり、今後さらにきめ細かな対策を講じていくために、あきた型食料自給力向上対策事業のメニューの事業をよく検討し、各事業ごとに生産者や認定農業者協議会、集落営農連絡協議会、和牛改良部会などを初め、農協や土地改良区などの関係機関、団体との必要な連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、不作付地解消につながる飼料用米、稲ホールクロップサイレージ等については、21年度の産地確立交付金事業においても手厚くフォローアップしていくことにしており、さらに県の支援策、水田フル活用型経営サポート事業も全面的に活用することとしております。一例を挙げますと、国の新規事業においては、集落営農等が取り組む大豆に対しては、10アール当たり6万2,000円ですが、にかほ市においては作物作付転換加算を含めて、最大6万7,000円としており、飼料用米は5万5,000円、ホールクロップサイレージについては3万5,000円と国と同額の支援を行うこととしております。このようなことから、現在は推進上、緊急的なものとは考えておりませんが、対策チームについては、今後の制度改正等、状況を見きわめながら、生産者及び農業団体を含めた関係者の意見を取り入れて、必要に応じて設置を検討してまいりたいと思います。

次に、市としてかさ上げ助成を検討しているかでございます。あきた型食料自給力向上対策事業は、事業メニューが多岐にわたっているわけではありますが、そのうち主要事業であります水田フル活用型経営サポート事業に関連して、にかほ市水田農業推進協議会では、県事業が対象とする飼料用米や稲ホールクロップサイレージの生産農地については、21年度からの産地確立交付金の飼料用米稲推進助成の技術ポイント加算としてかさ上げを行うこととしております。技術ポイント加算については、国の水田等有効活用促進交付金と同様、低コスト・高品質化に向けて3ポイント以上の技術に取り組むことをかさ上げの条件としております。その他のメニューについては、現在、県議会において審議中であり、まだ正式に決まっておらないこともありますので、今後、市としてかさ上げが可能かを含めて引き続き事業効果が最大限発揮されるように施策を講じてまいりたいと思っております。

次に、市として自給率向上に向けて水田フル活用にどのように取り組んでいるかでございます。これまで、にかほ市農業の現状においても、米の生産調整が拡大する中で、稲作単一経営の偏重により、水田が利活用されず遊休農地が拡大する状況が年々深刻となっております。そのため、水田を活用した土地利用型の転作物であります大豆やバレイショ、ソバなどの組織的な営農のための支援を重点事項として市の単独事業では複作物の種子代助成や団地化助成、産地づくり交付金事業では組織による産地間調整などにより生産拡大を図ってきているところであります。そのほかにも産地づくり交付金事業を活用し、担い手農家等の複合化を支援するための販売目的、作物助成を初め、遊休農地等を活用して菜の花栽培を行う菜の花プロジェクト推進助成などを行っております。また、21年度から新たに遊休農地等から作物作付への転換を促進させるために、作物作付転換助成を新設しております。水田を有効活用して自給率向上を図ることは、にかほ市農業を支える担い手農家や集落営農組織の持続的な経営基盤の安定にほかならないことから、作物の生産振興とあわせて、担い手育成をより充実をしてまいりたいと思っております。

他の質問については担当部長がお答えをいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、市の公共施設の管理運営についてお答えいたします。

にかほ市行政改革大綱並びに集中改革プランにおいて、平成 21 年度までの 5 ヶ年計画期間内に管理運営の見直しを掲げた公共施設 32 施設の管理運営について進捗状況を御説明いたします。

一つ目として、9 月定例議会の答弁と一部重複いたしますが、これまでの進捗状況について、温泉保養センターはまなす、象潟ねむの丘については、御承知のとおり 18 年度からそれぞれ指定管理者による管理運営形態に移行しております。さらに、今定例会に提案しておりますが、本年 4 月 1 日からは両施設とも、にかほ市観光株式会社を指定管理者として指定することとしているところでございます。

二つ目として、次に計画にあるそのほかの施設ですが、福祉関連の金浦、象潟各介護実習室 2 施設は、どちらの施設も特別養護老人ホーム浩寿苑及び蕉風苑内に設置されている施設であり、利用状況も各施設の実習等に利用されているため、現在管理しているそれぞれの社会福祉法人と協議を行い、指定管理者制度導入に向けて準備を進めている状況であります。

三つ目として、福祉関連の老人憩いの家 9 施設、児童館 1 施設、農業関連の農業集落多目的集会施設 2 施設、農村婦人の家 1 施設、野菜指定産地研修センター施設 1 施設、農業構造改善センター 2 施設、生活改善センター 3 施設の計 10 施設は、各地域の自治会等に管理をお願いしており、各地域の集会的な利用形態であることから、施設の性格上、指定管理者制度の導入効果が期待できないと判断していることから、無償譲渡の方向で進めていきたいと考えております。

四つ目として、林業関連の炭焼き施設は、現在、松くい虫被害木を中心に炭の生産を行っており、採算のとれない施設でもあることから、指定管理者制度に移行するにしても、市で指定管理者料の負担をしてもなお受け手がないことも十分考えられるため、当面は現状の直営方式を継続したいと考えております。将来的には民間への無償譲渡も視野に入れながら、管理形態を検討する必要があると考えております。

五つ目として、計画期間内で廃止するとした 8 施設についてですが、これまで廃止したものが 6 施設、21 年度までの廃止する予定のものが 1 施設、現在休止中のものが 1 施設となっております。計画期間内の廃止に向けて現在準備を進めている状況でございます。

六つ目に、公の施設に関する検討会は開催されているのかとの御質問ですが、これまでの取り組みを踏まえて、1 月中に施設を所管する各部署と行政改革担当部署において、各対象施設の現況調査表による今後の運営方針や進捗状況などの報告を求め、各関係機関への説明会や無償譲渡など、計画の見直しを含め検討会を開催し協議を行っております。協議の結果、3 月中旬に対象施設を所管する関係部局が連携して、福祉関連の老人憩いの家、児童館、農業関連の農業集落多目的集会施設、農村婦人の家、野菜指定産地研修センター、農業構造改善センター、生活改善センターの 19 施設について、無償譲渡に関する説明会を合同で開催し、関係自治会と協議を行うこととしております。

七つ目として、第 1 期にかほ市行財政改革大綱並びに集中改革プランは、来年度末で終了いたし

ますが、引き続きさらなる行政改革の推進を図るため、にかほ市行政改革プロジェクト会議設置要領によるプロジェクト会議を組織し、象潟B & G海洋センター、フェライト子ども科学館、白瀬南極探検隊記念館等についても住民サービスの向上を基本として、新たな指定管理者制度導入についての検討を行いながら、簡素で効率的な行財政運営に向けた新たな第2期にかほ市行財政改革大綱並びに集中改革プランを作成してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） まず、一つ目は、市政講座についてでございますけれども、今回のアンケート調査の中で、例えば、合併後の行政サービス、あるいは市役所について、市役所の窓口について、この項目では、いずれも「悪くなった」というのが25.9%、「遠い存在に感じる」が34%、「利用しづらくなった」23.5%に回答なっています。当然、市長もおっしゃいましたけれども、まちづくりについては市民の協働は不可欠でありますので、この将来の市の姿を市民と一緒に考えていくという場が当然これから必要となっておりますので、これらのアンケートの結果を十二分に踏まえて、今後開催されるそういう講座についても、そこら辺十二分にその合併についてこういう意見がありますので、これを十分に組み入れてひとつ進めていただきたいと思います。

それから、例えば、市長にお伺いしますけれども、市民と市長との接点ということで、他の自治体では市長との面会日とか、市長ホットラインとか、そういうさまざまなことをやっていますけれども、この件については、市長、どういうふうな考え方を持っていますか、お伺いします。

それから、住宅耐震についてでございますけれども、現在は53.7%、それから27年には80%に持っていきたいということでもありますけれども、平成27年現在、例えば、今現在は56年5月以前の耐震化改修をするわけですが、56年5月以前の中でもある程度耐震改修している住宅もあると思います。それで、平成27年度、目標が80%となっておりますけれども、その時点で、昭和56年5月以前の木造の耐震化率は何%まで耐震化率を進めていくという、そういう想定されておりますか。

それから、今回、木造住宅耐震診断では、今回1戸当たり3万円で50戸分ということの選定でございます。これ3カ年計画ですけれども、この耐震診断問診表の中では、この総合評価で1.5以上は倒壊しない。1.0から1.5未満までは一応倒壊しない。0.7以上1.0未満は倒壊する可能性がある。0.7未満は倒壊する可能性が高いという、そういう総合評価でありますけれども、この50戸を選定するというのは、当然0.7以上1.0未満と0.7未満のそういう建物であると思いますけれども、そういう中で昭和56年以前に建築された耐震性を要する木造住宅として、例えば旧町別にはどのような構成になっておりますか、もしわかりましたらお知らせ願います。

それから、今回の耐震診断は上限3万円の補助で、この耐震診断には一般診断と精密診断というそういう診断方法があるわけでございますけれども、今回は一般診断の部分だと思っておりますけれども、仮に例えば精密に耐震診断を受けたいという、そういう方がおる場合、この精密診断する場合は耐震診断費用が割り増しとなるわけでございますけれども、それらに対する補助についての考え方についてひとつ伺います。

それから、今回は耐震診断を実施していくわけでございますけれども、この耐震診断の結果、大

地震で倒壊する可能性がある、または高いと診断された住宅、倒壊しない、または一応倒壊しないようになるように今度補強工事を行わなければならないわけでございます。その工事、住宅に対する改修費用についての補助的な考え方についても伺います。

それから、多分、市の耐震改修促進計画の中には当然これ組み込まれていると思いますけれども、高齢者や、あるいは障害者、乳児を持つ親など、要援護者が耐震性不足の住宅に居住する場合、例えばこういう一部の居室や寝室などの部分的な耐震診断、あるいは耐震補強工事に対する支援についての考え方、ひとつお願いします。

それから、地震防災マップの作成については、これから調査するというところでございますけれども、この地震防災マップ、例えば、群馬県の太田市ではこういうものをつくっているわけです。それで、揺れやすさ、壊れやすさマップで、これ大体 800 万円ぐらいかかるという、お聞きしたら 800 万円ぐらいかかると。当然、財政上も非常に課題もあったわけですが、このマップをつくる時に国から 2 分の 1 の補助があるというお話があります。こういうものをつくって、やはり、これは全戸に配ることはできませんので、ある部分、1 部つくればいろいろ複写もできるんじゃないかと思っておりますけれども、各町村においてですね。そういうものをひとつ公表して、そういうものをつくる考えはありませんか、再度お聞きします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 私からは市長と住民との意見交換の場、ホットラインということですが、できる限り新年度からそうしたものも考えていきたいなと思っております。

ただ、現実的な問題としては、やはり市町村合併が進んで、69 市町村が 25 に集約された。日常の仕事の場面においても、私も六つ、七つの役員、あるいは議員やっていますから、そういう会議も結構あるんですね。それから、ほとんど土・日は行事と、いろんな行事に出なければならないということもありまして、なかなか期待されるような時間がとれるかどうか、ちょっとわかりませんが、そうしたことも新年度に検討をしてみたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 耐震についてお答えします。

一つ目の目標値の設定ですけれども、あくまでも 56 年度以前のものについて耐震化がなされていないという前提です。57 年度以降についてはこのデータとしては耐震化がなされているという判断のもとでの目標値の設定という考え方にしております。

それから、耐震、あるいは耐震に対する補強等の整備についての基準ですけれども、先ほどお話しされましたように、0.7 未満もしくは 1.0 未満を対象にしながら、予算の範囲内で対応していきたいというふうに考えております。

それから、各旧町ごとの集計されたデータがないのかということの御質問ですが、今回のアンケート調査においては、各地域ごとの集計は行ってございません。そういうことですので御理解願いたいと思います。

それから、より精度を上げた調査に対する補助制度の創出ということの御質問でございますけれども、過去の例、あるいは他の市町村の例を見ましても、今、一般的な耐震調査、平均の 4 万 5,000

円程度のもので十分対応できるというふうに判断しております。やはり調査でも、それから進んだ、いかに耐震化に向けた工事に結びつけていくかというのが大きな目的でありますので、耐震調査の段階で経費がかさむことについても、ある程度の限界が生じてまいりますので、一般的なものというふうな補助対象基準として考えております。

それから、耐震化工事に向けた補助制度の創出についてでございますけれども、今回新規事業として耐震化に向けたその耐震についての調査を行うこととしております。アンケート調査では耐震調査並びに耐震化工事に向けての要望はあることは承知しておりますので、その反応を見ながら、そして今後の市民、あるいはその耐震調査を受けた方々の御意見を踏まえまして、新たな耐震補強化工事の補助金の制度の創出に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、一部の調査、あるいは部分的な耐震工事についての対応は、ということの御質問でございますけれども、基本的には一戸建ての建物でありますので、部分的なものというふうには考えずに、一戸建てすべてが耐震化なるように理解を得ながら進めていきたいというふうにして考えておりますので、さまざまなケースがあるかと思えますけれども、現段階においては部分的なものを含めてという考え方は持っておりません。

それから、マップについては、今、議員から御指摘のとおり、他県において800万円というふうな例を示されております。私どももその事業費等については把握しております。補助制度があることについても把握しておりますけれども、先ほど市長の答弁でもありましたとおり、秋田県地震被害想定調査、このデータがありますので、もしこのデータの中で今求められているマップが可能であれば、経費についてもある程度割安にできるのかなということでもありますので、その辺の内容を研究しながら今考えているというところでございます。

なお、この秋田県地震被害想定調査が活用できないと、あるいはこれでは不十分だということであれば、当然県のほうとも相談しながら、にかほ市でマップをつくる際におけるアドバイスを得ながら考えていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） まず一つは、市の耐震診断促進計画がホームページ上で公開されているということですが、私この中身をちょっと見ているんだけど、その中に、今、総務部長は補強工事についてはこの後の検討ということですが、そういう耐震促進計画をつくるのであれば、そういう補強工事についてもある程度の、補助はこのぐらいするとか、そういうものを作り計画の中に入れて計画でないと、耐震診断して、はい、その後はその状況を見てということではなくて、ある程度耐震診断、あるいは補強工事というものもすべて含まれた中で、総合的な中でやはりそういうものもそういう計画の中に示していかなければならないんじゃないかと思えます。

それから、私言った、例えば高齢者、障害者については、なかなかそういう高齢者とか障害者というのは耐震診断したくてもなかなかできないという、そういう方々、弱者の方もいると思いますので、そういう方々に、この耐震計画の中でそういうものについてはこのようにしていくというふうな型をひとつ示すべきじゃないかと思えます。再度その答弁をひとつお願いします。

それから、農業振興についてでございますけれども、一つは、これは再三同僚議員からも出まし

て、耕作放棄地とかそういうものについていろんな質問が出ておりますけれども、今回水田フル活用ということの中で、一つのこれ国でも県でも、今までの作付されていない水田、あるいは過剰に作付された水田を対象に、それらを中心に、例えば飼料用米とか米粉なんかのそういう米をして、水田フル活用ということになっていきます。そういう中で、例えば耕作放棄地、そういう言葉が対象、適切かちょっと　－　未利用水田とかそういうのもありますけれども、この耕作放棄地の現状を正確に把握して、その上で適切な措置を講じていかないと、なかなかこの水田フル活用というのは進まないと思います。そういう休耕田の拡大を防ぎ、再利用促進を図るために、国の制度もありますので、市の耕作放棄地解消計画というはできているんですか、その点。また、その対策協議会は水田等という対策の中でやると思いますが、この耕作放棄地解消計画はできているのか、その点について。

例えば、これからその水田フル活用を進める場合、食料自給率向上ということで、特に、私、今言いましたように、飼料用米と米粉の生産利用拡大を国でも県でも進めているわけです。今すぐはわからないと思いますが、それらについて市でどの程度作付できるのか、そこら辺についてひとつありましたらひとつ答弁をお願いします。

議長（竹内睦夫君）　答弁、市長。

市長（横山忠長君）　耐震診断に基づいた耐震補強に対する助成という御質問でございますけれども、総務部長は検討するということは、補助をすると、補助制度を創設するという形での検討、要するにどのくらいの形で助成できるか、市の財政的なものもございまして、そういうことを踏まえながらやるという形の検討ということで御理解をいただきたいと思います。

農業関係については産業部長のほうから答弁させます。

議長（竹内睦夫君）　答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君）　高齢者や、いわゆる福祉政策の中での対応等の御質問がありました。その点については、現在にかほ市であります心身障害者住宅整備資金、あるいは高齢者住宅整備資金等のそういう資金活用の制度もございまして、そういう福祉政策の中にこの住宅耐震化工事等についても含めて考えてまいりたいというふうにして、これから検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（竹内睦夫君）　答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君）　この21年度からできました水田フル活用事業ですけれども、確かに、この問題につきましては最近深刻な度合いを増しております。昨年開催されました種苗交換会の談話会のときにもこういう問題が出まして、確かに飼料用米とかホールクroppサイレージとか、そういう水田についての拡大というものが議論になっておりますけれども、現実的にはまだそこまで進んでいないという現状であります。にかほ市においては、休耕田の解消計画については、具体的なものについては計画的には立てておりません。また、不作付地につきましては、にかほ市全体で548.5ヘクタール、この内訳は、自己保全管理、調整水田、未管理水田という内訳となっております。これにつきましては、現在、21年度当初予算において県議会でも審議中でありまして、もう少し、内容につきましては県議会が終了してから要綱等詳しく出る予定でありますので、なお一層県と連

携をとって関係者に周知していきたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） まず一つは、再度繰り返しの質問になりますけれども、市の耐震促進計画の中にその補強工事をやる場合のそういう項目は入っているんですか。例えば、私はこれ、ほかの市のものを持ってきてお話しするわけですが、群馬県太田市では、この補強工事については改修費用の……

議長（竹内睦夫君） 佐藤議員、時間が迫っておりますので簡潔に。

6番（佐藤文昭君） はい。3分の1、限度額50万円。この補助率が、国の地域住宅交付金で補助率が45%あるわけです。そういう計画の中に、補強工事もする、あるいは例えば市独自でも支援したいとか、そういうものの計画の中に入っているか、それを確認したいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） にかほ市耐震改修促進計画の中で今お話しされたような具体的な数値としては明示されておりませんが、安心して耐震診断、改善を行うことができる環境整備に努めるという項目が盛り込まれておりますので、その中で先ほどお話ししましたような、耐震化に対する補助制度を創設するための検討をこれから考えていくということとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【6番（佐藤文昭君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで6番佐藤文昭議員の一般質問を終わります。

所用のため11時まで10分まで休憩します。

午前11時01分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、12番村上次郎議員の一般質問を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 高齢者の切実になっていく可能性のある問題を含めて、大きく3点について質問します。

一つ目は、高齢者の無保険の状況、それは出さないようにすべきだという点で質問します。後期高齢者医療制度は、これまでも廃止すべきだというふうに思ってきましたけれども、間もなく制度が開始されて1年になろうと、こういう状態です。この制度は、御承知のように75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金天引き、そして払えない高齢者からは保険証を取り上げる。健康診断から外来、入院、終末期まで、あらゆる段階で安上がりの差別医療を押しつけられるという大変ひどい制度だというふうに思います。

この制度については、国民の強い批判があるために、自民党・公明党の政府は一部凍結や見直し

などもしていますけれども、これは当初から制度に問題がある。そのために見直し、あるいは凍結をせざるを得ない、こういう状況になっているわけです。この後期高齢者医療制度は、医療費抑制政策から来ているものです。この制度は、憲法 25 条の生存権、憲法 14 条の法のもとでの平等を踏みにじる高齢者差別法で、撤廃すべきものだというふうに考えます。

小泉構造改革で毎年 2,200 億円の社会保障費を削減してきました。その結果、日本の医療費は GDP 比 8% と先進国でも最低水準であり、本来ならふやして当然なわけです。医療を支える財源について言えば、自民党・公明党政権は、大企業や高額所得者に 7 兆円もの減税をし、年間 5 兆円もの税金を軍事費に流し込み、在日米軍再編には 3 兆円もの税金をぼんと出そうとしており、これらの歳入歳出のゆがみに根本からメスを入れるべきです。政治の姿勢を変えれば消費税に頼らなくても安心できる医療・年金・介護など、社会保障制度とそれを支える財源をつくることはできます。

もともとこれまであった老人保健制度では、75 歳以上の高齢者は、国の公費負担を受けている被爆者や障害者と同じく、保険証取り上げが禁止されていました。医療を奪われたら直ちに命にかかわる、そのためです。しかし、後期高齢者医療制度では、保険料を 1 年滞納すると資格証明書を発行することとされています。これは無保険な高齢者をつくることになるので、避けなければならぬと思います。

そこで質問ですが、一つ目に、後期高齢者医療制度のもとで保険料の滞納者は少しずつふえているというふうに聞いています。これまでの滞納状況はどうなっているかお尋ねします。

二つ目に、資格証明書を発行すればかかった医療費の全額を負担しなければなりません。高齢者は医療費を負担できないということで我慢したり、病気が悪化したり、場合によっては命にかかわることも懸念されます。このような資格証明書の発行についてどのように考えているか、お尋ねします。

三つ目には、広域連合に滞納、あるいは資格証明書発行について要望、あるいは意見を市として届けているかどうか、お尋ねします。

四つ目は、広域連合への質問の形になるわけですが、無保険の高齢者を出すべきではないというふうに思いますが、広域連合では、資格証明書発行についてどう考え、どう対処しようとしているか、お尋ねします。

大きい二つ目は、自治基本条例制定についてです。

この条例制定については、当初の当局の予定では今の 3 月議会に、にかほ市自治基本条例を提案してスタートすると考えていたようです。しかし、市長の市政報告では、今回の議会に提案しないで、6 月定例議会に条例の提案を予定しているとしています。基本条例の提案を延期するということは、市民の立場で考えると当然の判断だと思います。それは、条例にうたっている市民参加が実際に行われていないということと、この条例が主役である市民や事業者に知らされていないからだと思うからです。

にかほ市自治基本条例の策定委員は、1 年 9 ヶ月に 23 回もの検討を重ね、内容の濃い条例の素案をつくり上げました。これまでの検討と条例策定素案に至ったことには敬意を表したいと思います。条例制定は、市民一人一人が市政の主役となってまちづくりを進めるという意義あるものになって

おり、この条例はにかほ市の最高規範であるとしています。また、「市民の参画」で、市の総合計画策定などでは、「立案の段階で市民に対し公聴会や説明会、あるいはパブリックコメントを実施」して「意見や提案を求めなければならない」としています。しかし、実際は、広報には全文は載っていませんし、条例素案の配布先も、議会、町内会長、希望者へというところにとどまっています。ホームページ掲載期間も極めて短いというふうに思います。素案ができてからが策定へのスタートということで、市民への内容周知と市民参画による策定を進めるべきではないでしょうか。市民や事業者への周知、意見聴取が十分だと思うかどうかお尋ねします。延期をしているということは、この点についての答えはほぼ出ているのではないかと思います。もう一つは、説明会、公聴会など開いて時間をかけて策定すべきだと思いますが、どうでしょうか。

三つ目の問題に入ります。地域要望の集め方についてです。これは地域としても、また、仕事を進める側としても、さらによりよい集め方にすべきではないかということで検討を加えたい、こういう立場で質問をします。

毎年、市では集落から地域要望を集め、それを検討して回答して対処しています。これは実際に現場に向かって現地を見て判断を加えるなどを含めて、大変頑張っているし、よいやり方だと思っております。地域からは、「懸案の要望がかなってよかった」という喜びもあります。その一方、「要望したが、ことしもできなかつた」などいろいろな声があります。合併時には地域要望を特に制限しないでそのまま提出されていたようですが、合併の翌年からは、地域要望を3項目ごとに3件ずつ集めているようです。ここ3年間の要望件数、実現件数はどのようになっているか示していただきたいと思います。既に机上に配付されてありましたので、大変よかった、わかりやすいというふうに思っております。

町内会長さんの中には要望提出を三つにこだわらなくてもいいのではないかと、四つ出したら三つに削られてきたなどの声もあります。3項目ごとに3件ずつにしたのはどうしてなのか、そのメリット、デメリットについてお尋ねします。

また、全市的に見て、現在実施している地域要望の集め方でいいと判断していますか。あるいは改善の余地があるかどうか、お尋ねします。

以上3点について質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、村上議員の御質問にお答えいたします。

私からは自治基本条例についてお答えいたします。他の質問事項については関係の部長がお答えをさせていただきたいと思います。

自治基本条例の策定については、先般、議員全員協議会で御説明を申し上げたところでございますが、公募による市民委員や商工会、地域婦人会、自治会、町内会等の各種団体の推薦する委員13名により、おおよそ2年間、25回にわたる真剣な検討を経て、2月23日に最終答申を受けたところでございます。市では、これらの委員の皆さんは真に市民の代表であるとの立場で、合併後のこれからのまちづくりの行政運営について、主に市民の立場と目線で協働のまちづくりという共通認識

を持って議論をしていただいたと思っております。また、この自治基本条例は、地方自治法には市民参加や市民協働、情報の公開等、今日の自治体運営に当たっての基本となる規定がないことから、これからの行政運営には必要不可欠であるという認識のもとに議論をしていただいたところであります。その中で、条例には市民や事業者の権利や責務、議会や議員、市長、職員の役割や責務、協働のあり方などの規定すべき事項について、十分な時間をかけて議論をしていただき、今まで市で策定した条例や計画の中では最も市民の意見が反映された条例素案が策定されたものと思っております。

また、市政報告でも申し上げましたが、素案策定後 12 月 26 日から 1 月 30 日までパブリックコメントを実施し、広く市民の方々から御意見をいただいたところでありますが、なお市民や事業者等への十分な説明や周知が必要ではないかというふうな御意見があったことから、条例という性格上、市民の皆さんはなじみが薄いということもございまして、これまでもその後、議員全員協議会の後にもいろいろ各集落、町内会等で自治懇談会ありました。自治座談会ありましたけれども、そうしたところで今、説明をしているところでございます。これから 3 月、4 月という形で各自治会等からの行政懇談会、行政座談会、そちらのほうでもいろいろ説明をしてみたいと思います。そのようなことで、十分に市民や事業者等に説明をしながら、広く市民の皆さんに御理解をいただいて、できれば 6 月定例会に提案をしたいと思っております。

他の質問については、先ほど申し上げましたように担当部長がお答えをいたします。

私が今答弁したことで、ちょっと不適切な発言がございました。2 月 23 日に最終答申を受けたということで御訂正をお願いしたいと思います。（該当箇所訂正済み）

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 高齢者の無保険についての御質問にお答えいたします。

一つ目の保険料の滞納状況でございます。12 月時点の調査では、にかほ市の収納率は 94.75% となっております。25 市町村のうち 5 番目に高い収納率となっております。2 月 26 日現在の滞納者は 34 名となっております。うち 18 名につきましては、ほかの税目についても滞納が見られ、心配をしているところでございます。

二つ目の資格証明書の発行についてでございます。資格証明書の発行につきましては、対象者が高齢者であり、常時医療が必要な状態にあると思われまことから、滞納者との面会を通しまして、生活実態などの把握を十分に行って、計画的な納付や分納の指導などによりまして、できる限り資格証明書を発行しなくてもよいように努力をしてみたいと思います。ただし、現役並み以上の所得があったり、どうしても納税にに応じていただけないような場合には、やむを得ず発行せざるを得ないものと考えております。

三つ目の広域連合への要望や意見でございますが、広域連合で開催されます運営委員会や担当者会議の場におきまして、二つ目の御質問でお答えしました、にかほ市の考え方などに基きまして、要望や意見を申し上げているところでございます。

四つ目の広域連合の考え方と対処についてでございます。広域連合におきましても、対象者が高齢者であり、資格証明書で医療を受ける場合の負担などを考えまして、資格証明書の発行の前に、

まずは短期保険証を交付しまして、滞納者の実態を把握するために何度も面会をするように努めて、その結果によって最終的な判断をすることになるというような回答をいただいているところでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 地区要望の集め方についてお答え申し上げます。

一つ目として、3年間の要望件数、実現件数についてお答えします。平成18年度の地区要望は220件、19年度が189件、20年度が204件、そして21年度分として228件の合計841件でありました。この中には継続しての要望も含まれており、実質的には総数で737件となります。これらを建設事業等関係、交通安全施設・保安対策及びごみステーション関係、集会施設及び児童遊園地関係の3項目と、福祉や定住関係などのその他に分類し、実施状況を取りまとめた資料を配付しておりますので、参考にしてもらいたいと思います。

要望内容は、建設事業等関係が469件の63.6%となっております。続いて、カーブミラーや街灯などの交通安全施設、保安対策等関係が211件の28.6%、この2項目で92.3%を占めております。要望に対する進捗状況は、実施済み件数が521件、進捗率は70.7%となります。また、平成21年度予算及び地域活性化生活対策臨時交付金による計画件数157件を含みますと、実施済み総数が678件となり、進捗状況は92%となります。

国の地域活性化・生活対策臨時交付金を財源として、懸案であった地区要望に対してはおおむね実施することができるものと考えております。なお、建設事業関係において用地の提供を受けなければならないものや、大規模な事業となるものについては、さらに自治会等との協議を進めてまいりたいと考えております。

今後も限りある財源を最大限に生かし、できる限り地域要望にこたえることができるよう努めてまいります。

二つ目の3項目3件ずつにした理由について、そのメリット・デメリットはということについて御説明いたします。

メリットとしては、市には103の自治会等がありますが、自治会のエリアや住民数など規模に違いがあります。大きな自治会からの要望事項が全体に占める割合が大きくなるよう、公平性の観点から、各自治会間の平準化が図られることから、各項目について3件以内とさせていただいているところでございます。なお、300を超える世帯を抱える自治会においては、要望数を5件以内としているところでございます。

デメリットとしては、要望数を制約することにより自治会が抱える諸問題を市に伝える機会が少なくなるということが考えられます。自治会が抱える諸問題は、地区の環境や地形などによりさまざまであると思います。そして、これら全体像を把握することが大切で重要なことであると考えております。したがって、各自治会で行われている市政座談会などの機会を通して、その把握に努めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

三つ目の現在の実施手法について改善の余地はないのかということですが、地区要望の取りまとめの手法については、自治会長を通して取りまとめることを基本としております。社会情

勢の変化に伴い要望事項の内容の多様化が進んでおりますので、現在の三つの項目の分類でよいのか、このことについては検討を加え、実情に合うように改善したいと考えております。また、取りまとめの時期についてですが、21年度要望は要望事項の現地調査確認など詳細に行う必要があるため、これまでの秋ごろの実施から7月に変更して実施しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、他の改善事項があるとすれば、自治会長さん方からの御意見を伺ひながらその改善に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 最初に、市長答弁の自治基本条例についてお尋ねします。

これまでパブリックコメント、あるいは要望、あるいは修正、こういうものについて幾つか件数があったというふうに聞いていますが、それがその後の策定委員会に生かされているのか、その主な内容と、生かされているかいないかという点についてお尋ねします。

それから、もう1件は、6月に素案を提案する予定というふうに話をしていますが、今、3月です。6月とって期間的にはかなりあるような気がしますが、これを周知しながら意見を求めるということになると、かなり時間的に足りないのではないかと。私の考えとしては、例えば、10月1日の市制発足のとき、こういうところを、短い期間ではあるけれども、そこが第一ステップぐらいになるのかなというふうに考えておりますが、その2点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 基本条例、市民に対する説明でございますけれども、新年度から市政説明会もいろいろな形でやることとなります。ですから、村上議員がどの程度までという形を想定しての御意見わかりませんが、我々はやっぱり説明する機会をつくって、そこで説明して、あるいは各自治会とか町内会の座談会でも行って説明をして、私はこういう形の説明で十分でないのかなというふうにして思っております。例えば10月1日までやっても、やはり全市民の皆さんにこのことを説明するというのはなかなか難しいと思ひます。市政説明会を開いても、その地域の対象となる市民の皆さんが全員 — 全員と言わなくても、世帯の代表が集まってくれるかというところ、そうでもありません。あるいは各自治会の市政座談会においても、各世帯からその町内会なり自治会の世帯主がみんな集まってくれるかというところ、そうでもありません。ですから、私は、広く自治基本条例については説明したいと思ひますが、思ひますが、やはり今までやってきた積み重ねの中で私はそれで十分PRができているものと私はそのように思っております。

パブリックコメントによるものが反映されたかということについては総務部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） さきの全員協議会でもお話ししましたが、昨年の12月15日に中間答申をいただきました。その間、23回に及ぶ会議を開催し、市民の視点に立ってこの条例案の素案をつくり上げたところでございます。その後、パブリックコメントをいただきながら、あるいは議会、各自治会、町内会のほうに解説入りの素案を配布したところでございます。その後、意見を寄せられた件数については、6個人1団体から計13項目にわたっております。その項目、寄せら

れた御意見について、再度また検討委員会を開催しまして、その内容を検討し、そして最終答申としていただいたところでございます。その過程においてさまざまな観点からこの条例についての御意見が寄せられておるわけですが、解説というものの中で寄せられた意見が吸収できるもの、あるいはこの条例の中で当然そのことが解釈できるというようなものが大多数でありました。その意見を寄せられた方々については、その考え方についてお知らせするとともに、ホームページ上でも公開することとしておるところでございます。なお、具体的に条文を変えたものについては1件でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 先ほどの市長の答弁、総務部長の答弁にかかわることですけれども、この条例は策定の段階から市民参画が必要だと。この条例の中にもうたっています。したがって、今後いろいろな場でこれが生かされることになるのですが、最も基本となる最高規範というふうに言っているこの条例をつくるのに際して、その最初のスタートと考えて、やはりできるだけ住民に知ってもらって意見をもってもらう、こういうことが必要だと思うわけです。ホームページの公開というのはかなり周知徹底できるかという必ずしもそうでない。というのは、今、6個人1団体13項目ということですから、そんなに多くない。つまり関心が行き届いていないのではないかというふうに思うわけです。ですから、例えば13項目、主なものはこういうことであったということを市民に知らせる。そしてそれを受けて策定委員会ではこのように入れた、あるいはさっき条例の改正、変えた、あるいは追加、そういうことがあるようですから、そういう動きが市民に知られるということがより関心を高めることにつながると思うわけです。ですから、例えば広報なんかの間にこの条例策定の状況というのを、小さい紙で結構ですから一枚挟んでいくとか、そういうことを何回か行うということでもできると思うわけです。ですから、そういう細かな施策、周知徹底の仕方、あるいは動いている様子、こういうものを伝える必要があると思うんで、その点についてはいかがですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） この策定委員の皆さんはすべて市民の代表という形の中で委員になってもらって策定をしていただきました。先ほど申し上げましたのは、市民の目線でという、あるいは市民の立場でということはそのことを申し上げたつもりであります。今御提案のことについては、これから3月15日の広報もあります。4月1日もありますので、そうしたことには配慮してまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今の件、もう一つですが、この策定委員というのは当然市民の目線で、市民の立場で検討すると、これは難儀なわけですが、当然そうだと思うんです。とすれば、全員協議会でもちょっと触れたんですけれども、こういうメンバーの人たちが策定していますよというふうに知らせて、そういう人たちが周囲の人から意見を聞くような場、そういう環境を整える、広げる、こういうことだって本来はできたはずなんです。その委員の中の範囲というのは、広いようではなかなか広がらない。あるいは団体の場合であっても、総会とか、あるいは集まりがあったときに、私は策

定委員ですからこういう問題を抱えています、皆さんどうですかと、こういうふうなことを問う場面なんかも本当は必要なわけです。そういうことを背負って策定をしてきたかどうか、そこも疑問なわけですので、さっき市長が述べたような方向でさらに進めてもらえばいいと思います。

ただ、1点、その13項目のうちその条例を変える、あるいはつけ加える、こういうことになった項目はどうだったのか、その点質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） その1項目ですけれども、これは議会のほうから御指摘を受けました「輪」という語句の取り扱いについて、そこは訂正して変えたということでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 後期高齢者の保険の問題についてお尋ねします。二つ聞きますが、市から要望しているということも申し上げているということでしたが、もう一度どんな場で、あるいはどんな会議、どんな組織でだったかというのを再度お尋ねします。

それから、滞納者は2月現在で34人ということですが、全県的には約、普通徴収の場合2万5,000人前後の該当者だと思んですが、全県的に見たらかなりの数になると。普通徴収が滞納ということですから、これがまた一部手直しで年金の天引きから口座引き落としでいいですよというふうになると、引き落とそうと思ったら残高が不足したと、こういう事態もあって滞納がふえているということも聞いているんです。ですから、そういう難儀、そしてまた納め切れない実情にあると思うんで、申し上げた場と、それから2月26日現在の普通徴収の人数、これについてもお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

広域連合への要望でございますが、先ほどと繰り返しになりますが、運営委員会、それから担当者会議の場にかほ市の考え方の要望とか意見を申し上げているところでございます。今現在、広域連合では資格証交付のための統一的な基準、要するに要綱案というものをつくろうとしております。その要綱をまだいろいろな意見があって要綱の決定までには至っていないわけですが、今、要綱をつくるために要綱の中に、にかほ市の考え方というのをいろいろ申し上げているところでございます。

それから、今現在、普通徴収はにかほ市の場合は584人となっております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 要綱をつくるということですが、運営委員会などの担当者会議、その二つの場で申し上げるということになっているんですが、全県的にも広域連合としてもこれは大きな問題だと思うわけです。というのは、子供たちの無保険問題があって、引き続いて今度は高齢者の無保険問題、こういうことになるわけです。これは人数からいったら子供の無保険の比ではない、大変多数になると思います。例えば、全県的に2万5,000人くらいいて、もし普通徴収で5%の人が滞納するということであれば1,300人くらいになってしまう、こういう状態です。そして、遠慮深い高齢者で医者にかかるのがちょっとでもおくれるというようなことがあれば大変な事態になるということも想定されますが、その辺について運営委員会、あるいは担当者会議で要綱をつくるに

当たっての問題点、あるいはそういう大変な事態になっていくという認識、こういうものがどの程度あって反映されそうになっているのか、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民課長。

市民課長（木内利雄君） お答えいたします。

運営委員会には各市町村の担当課長が出席しております。その場におきまして、いろいろ御指摘のようなお話がなされてございます。今、一番問題になっておりますのは、広域連合で定める短期証、それ以上の資格証の発行についての件でございます。それらの基準を全県的にどういうふうにしていくかということでございます。国のほうからは広域連合単位で意見をまとめなさいよというような要望が出てきております。秋田県の場合は一番問題となるのは、先ほど部長もお話したとおり、保険料のその基準となる額でございますが、全体として保険料賦課額が限度額となる所得がある被保険者をどのようにしてとらえていくか、あるいは保険料の減免をなされている方々をどのようにしてとらえていくか。その所得の基準となる額をどの辺に置くかということが一番の問題となっております。できれば資格証は発行しないにこしたことはないんですけども、どうしてもやはり所得がたくさんあって、実際のところ納めていただけないという、そういう方々に対してはどうしても発行せざるを得ないという状況を論議しておる状況で、その基準についてはその額を現段階ではまだ定められておりません。いずれ4月1日以降1年経過しますので、定めなくてはならないこととなりますけれども、3月中にもう一度会議があろうかと思いますが、その場でも強く、発行はなるべく避けるべきという形で意見を述べておりますので、ただ、どうしても悪質という、まあ言葉がちょっと適切でないんですけども、所得があって納めていただけない方をどうとらえていくかというところが一番の問題となっております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今の件ですが、特別な場合に力を入れているわけではないと思いますが、それはそれで実務的に大変苦勞はするということふうに思うわけです。しかし、一般的に保険証がないということで医者にかかるのがおけると、こういう事態はやっぱり避ける必要があると思うわけです。今の答弁もあります。資格証明書の発行はできるだけしない。そしてまた、子供の無保険の場合でも国保の滞納世帯についても病気の場合は短期保険証を出すようにというような国の指導もあります。ですから、そういう両面を使いながらやっていくべきだと思いますので、その点について再度確認をさせてもらいたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

繰り返しになるかと思いますが、対象者が高齢者でございます。常時医療が必要な状態にあるというのは間違いのないことでございますので、計画的な納付とか分納の指導などによりまして、できる限り資格証明書を発行しなくてもいいように努力をしております。広域連合におきましても、資格証で医療を受ける場合、当然、全額自己負担ということになるわけでございますので、そのような負担を考えまして、資格証の発行の前に短期証を交付というようなことでございますので、極力発行しなくてもいいように頑張っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 次に、地域要望の集め方について質問します。

自治会によっては、確かに答弁もありましたが、世帯数の大きいところ、それからそんなに多くない、それから要望も前年度やってもらった、ことしはまずほとんどないという集落、さまざまあるわけです。大きいところについて、5 件以内というふうにしているようですが、何か徹底していないのではないか、その件数について。その点はやっぱり確認する必要があると思いますが、その点。

というのは、さっきちょっと述べましたけれども、4 件出してやったら 3 件に絞られてきたというふうなところ、これは結構世帯数の大きいところですよ。ですから、地域要望を出してもらう前にその集まりがあると思うわけです。ですから、その点について会長さん方のその集め方についての意見ももらうということが必要なのではないかと思います。ですから、そういう場をつくっていきるか、そういうふうな話の仕方をしていって漏れのないようにということが一つと、それから、もう一つは、公平性・平準化ということで、実は私考えるに、ある集落では 3 番目に大事な事項だと。ところが、ある集落では外れた 4 番目のほうが全体として見れば、やる側から見ればこっちのほうを先に仕事を進めなければいけないのではないかと、そういうことも出るのではないかとというふうに心配もされるわけです。ですから、集落ではトップクラスに必要なだと考えていることも、全体で見れば残念ながら待ってもらって、ほかのところをうんと進めなければいけない、こういうさまざまな事例があると思うんです。ですから、出してもらう件数をできるだけ絞るということでなくて、やや広目にしていくということが必要なのではないかとというふうに思うわけです。確かに絞れば、この一覧表にあるように、進捗率というのはすごく高くなります。建設事業で 88.3 とか、交通安全関係では 99% も達成している。この数字で見れば大変順調に進んでいるわけですが、さらに広めて、しかも何年もかかるものもあると思うわけですから、やや件数を広げていくということと、町内会の代表の皆さんから意見、この集め方についての意見を聞くことが必要だと思うので、その点についての答弁を求めます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 集め方の考え方、方法等については、この後、毎年、各地区の行政懇談会、自治会長さんを集めた行政懇談会がありますので、その場で再度また確認して地区要望の取りまとめに当たりたいと思います。

それから、可能な限りその地区要望にこたえていくことは当然のことでありまして、今おっしゃられましたとおり、要望件数が多くなれば進捗率が下がる、あるいは制約することによって進捗率が上がると、それは数字的な問題でありますので、その点を意識してのことではございません。あくまでも要望されたものについては把握したいというのが市の考え方でありまして、その件数についてですけれども、ちょっと具体的に申し上げますけれども、小さな集落であれば 3 件の 3 項目、合わせて 9 項目になるわけです。それから、大きなところであれば 3 項目の 5 件ですので 15 になります。もし仮に 5 件の要望する集落で建設関係の要望事項がないと、ゼロだとすれば、他の要望項目の件数にそれも含めまして 15 件という総枠については要望できるような形にはしていきたいとい

うふうに考えております。そういうことも一つ。それから、大規模な事業、例えば国とか県とかでなければ対応できないような事業も当然これは市民要望の1項目となるわけですがけれども、それは市に対する要望には間違いないわけですがけれども、地区要望というもののカウンタはしないこととして、市の政策の面になってきますので、それは除いての3件、あるいは5件というふうな取り扱いにしていくことも含めて、行政懇談会等でその辺の考え方を周知してまいりたいと思います。以上です。

【12番(村上次郎君)「終わります」と呼ぶ】

議長(竹内睦夫君) これで12番村上次郎議員の一般質問を終わります。
昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時59分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長(竹内睦夫君) 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行します。
次に、14番佐々木清勝議員の一般質問を許します。14番佐々木清勝議員。

【14番(佐々木清勝君)登壇】

14番(佐々木清勝君) 通告によりまして質問させていただきます。

まず、今年の今ごろ、今日のような経済状況を予測した人がおったのでしょうか。もしおったとすれば大変な経済通であり、空気の読める人だったと思うわけです。まさに秋田県でも最も製造業の集積したこのにかほ地域、しかも住民所得も常に1位、2位を争う大変すぐれた地域でございましたけれども、今の経済状況を見ますというと、産業の一極集中型というこの産業構造のもろさと怖さを非常に強く感じているものでございます。

そこで、ちまたには、A社の受注は50%減、B社は6割、極端なものに至っては7割の受注減という話があるわけですが、この状況が大変な状況になるわけですが、企業の状況を的確に把握するということは大変困難なものがあるかと思っておりますけれども、市当局として市内の製造業の受注の状況について把握されている状況でお知らせを願いたいと。

なお、さらには1日の操業時間といいますか、就業時間がそれぞれ変わってきております。そういったようなことについてもお知らせを願いたいと思っております。

次は、TDKの業績回復の見通しについてでございますが、この点につきましては既に同僚議員の質問に答えられておりますので、後ほど再質問の中で関連の質問をさせていただきたいと思っております。

最後に、TDK協力工場への今後の対応についてでございますが、いろいろ新聞紙上で発表されておるわけですが、まず第一に、市内にTDK協力工場というのは一体何社あるのか。その中で、今後の取引停止が予想される協力工場というのは本当にあるのかないのか。また、その関連の社員数は、正規、非正規含めてどのような状況になっておるのか。さらには、取引

停止後のこの協力工場に対する市の対応としては、どういうふうに対応していくのか、その点についての市長の御所見をお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、佐々木議員の御質問にお答えしたいと思います。

若干前に御質問された議員の皆さんにお答えしたとダブる部分があるかと思いますが、御理解をお願いしたいと思います。

初めに、市内製造業の現状についてでございます。

昨年11月に急落し始めた受注は、年を越して1月、2月と大変厳しい状況となっております。市で実施している景況調査では、10月から12月までの3ヵ月間で前年度同期比約30%の減少でしたが、年明けと2月上旬に実施した企業訪問による聞き取りでは、70%減少したとする事業所が大半を占めております。中には1割ほどしか仕事がないというふうな企業もあるようでございます。TDKに依存している電子部品関係の落ち込みが厳しく、県外から受注を受けている企業、TDKさんに依存をあまりしていない企業については、それでも不況の影響は受けておりますが、50%ぐらいの仕事はあるという企業もございます。

操業の実態でございますが、受注量が大幅に減少し、短期間では回復の見込みがない状況に対応するため、大半の事業所においては、ワークシェアリングや社員の一時帰休を実施し、操業を抑制する方策をとっております。各事業所においては、昨年12月に創設された中小企業緊急雇用安定助成金を最大限活用しながら、雇用を守り、景気の低迷の長期化に備えている現状でございます。

次に、TDKの業績回復の見通しについてでございますが、TDKの稼働状況は現在5割を下回っていると言われておりますが、昨年の夏以降、非正規社員の削減により生産ラインを縮小し生産調整を図ってきております。しかしながら、本社工場であります秋田、鳥海、稲倉の3工場についても、3月末までは月10日間前後の休日に加え、最大6日間休業することの方針が出されるなど、さらに厳しい状況となっております。

業績回復の見通し等については、TDKから公表されておられませんので、外部者である私が推測を挟む余地はないものと考えておりますが、さきの質問にもお答えしておりますように、去る1月22日、本社を訪問して澤部会長さんとお会いしながらいろいろお話を伺ったところであります。澤部会長さんを初め経営陣においては、現状の不況、経済情勢は大変危機感を持って取り組んでいるというふうなお話でございました。概略を申し上げますと、世界的な景気後退の中で、受注量の減少と為替相場の変動、円高、特に円高は経営面において大きな影響を与えており、生産体制を初めさまざまな改革を進めなければならないというお話でございました。また、現在、内部留保もございますが、有利負債が2,600億円程度あるために、その時点では2,000億円ぐらいの社債を発行するために、今、銀行と交渉していると、引き受ける銀行と交渉しているというふうなお話でございましたが、その後840億円の社債発行が新聞に報道されたことは御承知のとおりであります。

また、協力工場であるむつみ工業さんとの取引停止 — ことしの8月いっぱいということになりますが — についてもお話がございました。長いつき合いのある地元企業であり、こうした事

態にならざるを得なかったということは、大変苦渋の選択であると。本当に働いている皆さん、あるいは市民の皆さんに大変申しわけないというふうなお話がありました。何とかそういうことにならないようにできないものかというふうなお話もさせていただきましたが、T D Kの存続を左右するような現状の経済情勢では、今決めている改革路線、これを着実に実施していかなければならないというふうなお話がありました。それでは、こうしたことがさらに市内の協力工場にあるのかという話を伺いましたが、現時点ではそうしたことはないというふうなお話でありました。

それから、非雇用社員、この調整が行われたわけですが、この後サテライトも含めて雇用調整、要するに正規社員の雇用調整などもあるのかというふうな形も伺いましたが、そうしたことは考えていないというふうなお答えでございました。

景気の回復については5月か6月ころには受注量がふえるのではないかとというふうなお話もありましたが、円高の中でも何とか穏やかに、緩やかでもいいから回復してほしいなという期待を持っているようでした。私も早く景気が回復するようにとお話をしながら、設備投資ができるようになったら何とかにかほ市にイの一番にお願いしたいというふうなことも申し上げたところがあります。当然ながら設備投資という形になれば雇用もついてくることになりますので、今後とも一日も早いそうしたことになるように、私も一生懸命T D Kの経営陣のほうに働きかけていきたいと思っております。

T D Kの協力工場への今後の対応でございますけれども、協力工場に限らず多くの市内企業がT D Kからの影響を強く受けておりますので、T D Kさんに対しては機会あるごとに市内企業の発展に向けた支援をお願いしているところでございます。今回残念なことに取引停止となる企業があるわけですが、再出発に向けて、社長さんのお話を聞くと、T D Kさんから取引停止のことが今伝えられているけれども、何とか別の分野で仕事を探して、少しでも社員を残すような形のもので努力したいというお話は伺っております。ですから、市としてもできることは支援してまいりたい。また、雇用の面においても、市としてはできることは限度がございます。これも二百八十数名の方を雇用しなさいと言われても、これはできない相談でございますので、国の緊急雇用創造事業交付金などを活用しながら、雇用の拡大に努めてまいりたいと思っております。そして、これもさきにお答えしておりますが、新年度からは雇用対策室を設置して、専門の相談窓口として、雇用するための専門の窓口として設置して、いろいろ求職の情報を集めながら対応してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

他の質問については担当部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、ほかの御質問についてお答えしたいと思います。

市内におけるT D Kの協力工場は何社かという御質問です。当市においてT D K製品の生産にかかわる事業所は、間接的なものを含めると相当数に上ると考えられます。その中から、協力工場と呼ばれている基準は明確にされているものはありません。また、T D Kから事業所名の公表もされておきませんので、担当で協力工場の定義をT D Kから直接に受注を受ける事業所として分類推計した場合、約30社が該当すると考えられます。また、これには電子部品の生産工場としての事業所

と生産工程における機械部品製造に関係する事業所とが含まれておりまして、T D Kに対する受注の依存度も100%完全依存型から、ある程度以外は自前で販路開拓を行い、市外企業と取引をしている事業所も含まれております。市内協力工場のうち1社の取引停止については新聞等で御存じのとおりであります。この会社については、前に御説明しましたとおり、生製品の100%をT D Kから受注している事業所であり、ほかに生産活動の手だてを持っていない事業所でもあります。この御質問は、このようにT D Kに生産の大半を依存している事業所の御質問と考えますが、これに該当する主な事業所としては、依存度が90%以上の事業所と想定しますが、その企業は7社が該当すると思われま。この7社における従業員は、正社員で約740名になると推計しております。

今後取引停止が予想される協力工場は何社で、その関連社員はどのくらいかという御質問ですが、今後における取引停止については、不透明な景気状況で、事業者は日夜奔走しながら、一時休業やワークシェアリング、中小企業緊急雇用安定助成金の制度を活用しながら、会社の存続と経営維持、また雇用の確保について御努力されていると推察されます。この状況下において担当としては、事業所が取引停止されるということは最悪の結果であると考えており、予想するというものではないように思いますし、そのような情報も現在は持ち合わせておりません。例えとして、「朝の来ない夜はない」と申します。この暗い景気低迷から脱却し、企業の経営者に一時も早く夜が明け、各事業所からさわやかで活気のある響きの中、製造業全体の景気が一日も早く回復されることを期待しております。しかし、現実的には自動車に次ぐ不況業種となっている電子部品産業を抱える本市としては、県内の他地域と比較しても非常に厳しい状況にあることはよく認識しているところであります。今後も、行政として、でき得る限り情報の共有や事業者との連携を図り対処してまいりたいと考えております。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 大変いろいろ難しい状況の中で調べていただいてありがとうございました。

そこで、T D Kの関連と、そうでないといいますが、T D K以外からいろんな受注を受けているというのは、大体、アバウトで結構なんですけれども、比率はどのくらいになっているのか、もしわかりましたらひとつお願いいたしたいと思ひます。

それから、今後の取引停止が予想されないと、この経済の先行きによってはどういふふうになるかわかりませんが、今のところはないと。しかも秋田以外のところではそういうことがないという先ほどの市長のお話でございましたけれども、そのお話を聞きまして、これ、産業構造ですからやむを得ないんですけれども、創業の地のこのにかほが最初の取引の停止の対象になったというのは、これは技術の支援の中でやむを得ないことかなと思ひましたが、若干、今、複雑な気持ちでいっばいでございます。

それから、T D Kも含めてですけれども、産業がこういうふうな景気停滞している中で、どういふ形でその企業を支援していくかというのはあるわけですが、全国の例を見ますというと、例えば自動車産業であれば、工場の所在する県、あるいは市町村がその車を購入したりとか、そういうような支えの状況が見えるわけですが、確かにこのT D Kさんは部品メーカーというこ

とでございます、具体的にどこでどのような仕事をするかは非常に難しいと思いますけれども、この辺TDK本社と連携をしながら、もしこういうような製品について地域で購入をして、少しでも、一日でも早くTDKの業績が回復するような一助になるようなことがあるとすれば、私はやっぱり積極的にそれに協力していくべきではないのかというふうに考えているところでございます。

それから、先ほど産業部長が明言を吐かれました。「朝の来ない夜はない」、そのとおりでございます。ただ、夜明けが早くなることを願わなければいけませんので、いつまでたっても夜が長いようでは困りますので、私どもの力のできるかどうかわかりませんが、ぜひともそういうような形で今後も情報収集に努められまして、的確にその情報を提供していただきたい。

それから、この一連のTDKの事業縮小の関連でございますけれども、昨日の市長の答弁を聞いてみますというと、新聞発表の二、三日前だとか、あるいは市長が澤部会長さんとお会いしたときにこうだとか、私はもっと企業としては、これだけの人員がそういうような対象になるわけですから、もっと早く市の行政のほうにも情報を流すべきではなかったのかと。これについては市がどのような対応をしたのか。あるいは日常の企業と行政との絡みがどういう形であったのか。相当市長は上京のたびごとにTDKのほう企業訪問されているというようなお話を伺っております。大変激務の中での状況でございますので大変なんですが、参考までにお聞きしたいのは、市長に就任されてからTDK本社、何十回くらい企業訪問されたのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） TDKの製品、これはITバブルのときも、旧町単位ではございましたけれども、たしか今の記憶ではビデオテープ、各町で職員らも買った記憶、今、持っていたところでございます。こうしたことも大した御提案ではございませんが、私たちもできるものはやっていきたいというふうに思っております。

それから、情報の収集、今回のむつみさんの発表についても遅かったという話ではありますが、経営陣での結論を出すのに相当時間がかかって、総務部に聞いてもなかなかこの情報が、ある程度そういう議論はされているという話はあるけれども、正式なことでなかったものですから、まあ、そうですね、首脳部で決めたものが本当に二、三日ぐらい前だったと思います、今回の場合は。そういうことでおくれて私のほうに伝わってきたわけでございますが、引き続き総務部のほうとは常に連携をしながら情報交換をしております。ですから、これからもいろいろな情報を得るように努めてまいりたいと思っております。

今、本社のほう、市長に就任して何回訪問したかと言われても、何回かということは申し上げられませんが、10回ぐらいは行っているはずですよ。いろいろ上京の際、向こうの経営陣、首脳陣の日程を調整しながら訪問をさせていただき、いろいろ情報交換を行っているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 昨年5月から6月にかけて86社に景況調査等のアンケートを送

りまして、72社から回答していただいております。この中では、10社ほどは直接TDKからの受注はないということですが、いわゆる大半が受注を、何らかの形で受注をしていると。この中で表をつくってみたところ、100%依存というのが9社ほど出ております。それから、90%程度というのが6社であります。それから80%台というのが3社でありまして、60%台が3社、50%台が3社、40%台3社というような結果が出ております。これにつきましては現在どのようなまた状況が変わったというふうなことも考えられますので、今後とも企業訪問のときに、どのような状況なのかということ进行调查してまいりたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） もう一つ伺いたいんですけれども、先ほど市長は、きのうから言っていますけれども、新年度に雇用対策室を設置したいというお話を伺っておりますけれども、私は、この雇用対策室の設置も結構なんですけれども、この対策室をつくっても、具体的にこの後の要望にどういう形でこたえていかれるのか。この前、133名の希望がございまして、50名の方々が今、臨時職員ということでやっておるわけですが、これまた4ヵ月過ぎますというと、この人方もまたその雇用の対象になってくるだろうと。むしろ私は、雇用対策よりも、経済の回復を図ると、緊急経済回復対策室というのか、横断プロジェクトというのか、もっとより積極的に市内の景気回復のための形をとることが、むしろ前向きな政策になるのではないのかと思っているわけですが、これからいろんな形で不況対策をやるわけですが、なかなか行政ですべてのものを賄うことは大変な話でございます。要は個人個人の対応というよりも、全体的に負担すべきもの、あるいはローンを抱えて大変なもの、そういったようなものをマクロで抱えていくような形の対策を講ずることによって雇用につながってくるような形をしないと、全体を救い切れないんじゃないのかなという感じがするわけですが、その点について市長のお考えをお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 雇用対策としては50人、20年度で雇用して今働いていただいております。21年度にはさらに4ヵ月ということも考えております。また、3月1日の広報でさらに22人という募集もいたしました。雇用対策室については、やはりいろいろな情報を集めながら相談に乗ってあげるとことも大切な行政の役割ではないかなと思います。それから、佐々木議員が御提案のように、これから将来に向けていくような取り組み、これも大変重要だと思っております。20年度はそれぞれの中小企業の若手社員、これを育成するために、技術専門学校と連携して研修会を行いました。何ヵ月かかかっている技術を習得してもらいました。これについてもさらに高度化していきたいと思っております。

それから、ISOの取得、アドバイザー派遣、これについても、対外的なものもございまして、ですから、このISO取得についても費用の一部を助成したいということで、21年度予算にもお願いをしているところでございます。そのほか、この前、市政報告でも申し上げましたが、秋田県立大学と連携協定を結びました。これは当然ながら今にかほ市にある中小企業の技術をもっとレベルアップして、新たな製品開発につなげていこうという目的もあります。それから、先般、局長が私のところへお見えになりましたけれども、そういう形のものも含めてお話し合いをした段階で、東北

大学などの協力も得ながら、そうした技術レベルのアップ、あるいは製品の開発、そうしたことにも東北経済産業局で応援しようというところまでいただいているところでございます。

ですから、やはり物づくりとしてこの地域が、ほかにとって、にかほ市でなければならないような技術の高度化、あるいは製品の開発、こうしたものを将来に目指す目標として取り組んでいきたいと思っております。行政としてもできる限りお手伝いをしてまいりたいと思っております。

それから、やはりこういう状況です。今回TDKさんの仕事の量が減ったということで今大変になっているわけですが、やはり別の業種にもチャレンジするような、例えば中小企業で3社か4社くらい組んで受注できるような体制づくり、こうしたことにも支援していこうということで今、準備を進めているところでございます。いずれにしても、今、目の前にあることばかりじゃなくて、やっぱり将来の展望を目指して、行政も一生懸命頑張っていきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 今の答弁をいただきまして、ぜひそういう形でやっていただきたいと思いますが、まず私は一番大事なことは、この地域から若手の労働者を少なくしない、他の地域に流出させないということが一番の緊急な課題ではないかと思っております。

ここで、今、一つの例でございますけれども、先般私に電話がまいりました。「とにかく今、ローンがたまって払うに大変だ。家を売却したいので、どなたか紹介してくれ」と。「こんな状態で売ったらもう相当損するよ」と言ったら、「そんなこと言っていられない」と、こういう話でございました。どこかに売らなきゃいけない。これは大変なことだ。「そういう仲間がいるのか」と言ったら、「いや、口には出さないけれども、おれみたいのが相当いるよ」という話だわけです。やっぱりこれは何としてでも、ここに30、あるいは35歳、40近い方々が、熟練工と言われるような方々がこの地域から離れていかないような、そういうような対策をやっぱり早く講じてもらわないと大変なことになると。市長が言っているところの中小企業の2社、3社の連結での企業の立ち上げにしても、その基礎になる人材がなくなってしまうという何とでもできなくなってしまう、こういうようなことがございますので、この辺についてもひとつ、何といたしますか、大胆にひとつ取り組んでいただきたいということと、これは前にも申し上げておりますけれども、各種、行政でやっているいろんな仕事があるわけでございますけれども、こういうような方々の雇用をもう少し見直しをしていただきたい。生活窮乏者についての採用を考えていただきたい、こういうような御要望もでございます。ぜひとも経済対策の一環としてやっていただきたいと思っております。

そこで、今までいろんなお話を聞いている中で私が非常に疑問に思うのは、この求人の状況、あるいはにかほ市の非正規、あるいは正規の職員の動き、これがほとんどハローワークを通じて把握していると。しかもこれは全部由利本荘、それからにかほ市ですか、一括の包括的な数字であると。これはやっぱりにかほ市の実態がわからなければ的確な経済対策なりそういうものは講ずることができないんじゃないのかなと思っております。なぜそのハローワークがこういうような大変な時期に、恐らく県内25自治体が同じことを言っているはずなんです。中身のネットの数字をもらわないとなかなか対策は講じにくい。今、パソコンで処理している問題であれば、これはハローワークも答えてくれると思うんですけれども、産業部長、なぜこのハローワークはそういう的確な数

字を提供してくれないのか、その辺の状況をひとつ御説明願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 私どももその情報についてはのどから手が出るほど欲しいわけで、ハローワークのほうにも何度かお願いをしているところであります。しかし、ハローワークのほうでは、あくまでもこれが分析するようになると個人情報につながるという段階の中での私どもに情報が入ってこないということでもありますので、私どもも少しでも欲しいなということはお願ひしました。また、ハローワークのほうでも、全員協議会の中でもお話ししましたけれども、緊急雇用の助成金の申し込みについてもなかなか人員の配置によって、相談する時間が長いということで人員の補充もお願ひしたところでもありますけれども、ハローワークのほうでもなかなかそれがいきなり整備ができないというような実情もあるようで、私どもも今後ともそれについてはできるだけ情報を集めていきたいなというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今、議員から要望のありました一つ目の住宅ローンの返済についての件でございますけれども、この前の広報でもお知らせしておりますけれども、各金融機関で取り扱いなされた金融機関のほうで個別に相談に応じるということの御回答を得ておりますので、私どももそういう相談があった場合は周知してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、臨時雇用の採用に当たっては、現生活の困窮度、あるいはその世帯主、あるいはその家族の現状を踏まえた上で採用することとしておるわけですので、御理解を願ひたいと思います。以上です。

【14番（佐々木清勝君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで14番佐々木清勝議員の一般質問を終わります。
所用のため45分まで休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時44分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、21番本藤敏夫議員の一般質問を許します。21番本藤敏夫議員。

【21番（本藤敏夫君）登壇】

21番（本藤敏夫君） さきに通告してあります3点に、市長の市政の基本方針をお聞きした後に1点追加してありますので、4点について質問をさせていただきます。

最初に、清掃センターの広域化についてであります。この件は当初予測しておりませんでした。市長の行政基本方針の報告を受けるまでは、私は円満な協議がなされ、以前に質問し答えていただいた25年、26年をめどに作業を進めているということをお聞きしておりました。ごみの収集日が1日休んだ場合、一般の方が大変困っている状況にあります。そういう環境の中

で、25年、あるいは26年完成をめどにという回答をいただいてあったわけですが、それよりももっと急がなきゃならないという状況にあったのではないかとこの前提で質問をさせていただきます。

市長によると、由利本荘市の財政事情により循環型社会形成推進地域計画は、いわゆるごみ焼却場及びそれに関連する施設は29年まで繰り延べするという報告を受けてびっくりしました。さきに質問したときには25年または26年をめどにという答えだったはずであります。どのような事情があったかは後ほどお聞きできると思いますが、当市の施設は28年を経過しようとしている超老朽施設であります。今回の実施計画、予算を見ても、過去の年次においても1億を下らない補修が続けられている施設でありますので、29年という前提に立って、今後の修理費がかさむことが危惧されます。その点についてのお考え。

それから、金額はもとより、もっと大事なことは、非常に高温な火により処理する施設であります。老朽化による原因で何か事故があった場合どうするのかと、さきにもそういうことを確認した思いがあります。人身事故につながるような事故が発生すれば大変なことになるんじゃないかという面での安全性の問題、これらを踏まえて、平成29年まで引き延ばしてよいと考えているのかどうか。

由利本荘市の財政事情だけで、これまで協議をしてきた、いわゆる紳士協定と同じだと思いますが、それが何の前触れもなく突如このような状態になったということは、今後、広域事業をやるに当たっても非常に不安が残るところではないのかという気がしますので、それについてのお考えもお聞きしたいと思います。

なお、手書きの質問要旨の下から2行目ですが、「広域事業にも多大な影響を」というのを直していただければありがたいと思います。「多大な影を落とす」というつもりで書いたのですが、御訂正をお願いします。

さて、最初に提出しておりました3点についての質問をさせていただきます。

国際的な金融危機により100年に一度の不況と言われ、その長期化が懸念されていますが、今後の市の対策は、ということであります。

これについては同僚議員の数名の方から質問がありまして、それに対して市でも丁寧な回答がありましたので、1点だけに絞ってお聞きしたいと思います。

12月17日に緊急雇用企業支援対策本部を立ち上げ、それ以降の市の対応については、大変よくやったなという評価をしているものであります。ただ、1点だけお聞きしたいという1点は、離職された人、退職させられた人だけでなく、今まさにワークシェアリングで収入を半減、あるいは大きく何%かの収入減につながって大変苦しんでいるのが実情だと思います。そう訴えられることが非常に多くなりました。これまでTDK及びそれに関連する企業の恩恵を特に受けてきたにかほ市であります。企業城下町と言われ、その恩恵に浴した市であります。そういう関係から、この100年に一度というこの不況時でありますから、市でやれる、制度上の関係でやれることは、ワークシェアリング等で減収している、苦しんでいる人方に対しても政策的に何か新しいものを作ってほしいなど。前に担当のほうに行って話したときに、私は奨学資金のことが頭にありましたので、その

話をしましたら、前に市長からの答弁で、その政策も盛り込んでありますし、それ以外の考えられる政策で、私自身なかなか思いつくものがないのでありますが、可能な限り考えてやっていただきたいなど。例えば給食費の問題とか、それからさきに同僚議員が質問されておりましたが、学納金の免除の面だとか、さまざまあると思いますので、そこら辺のところ、お考えをお聞きしていきたいと思います。

それから、次に、さきに開催された 131 回の種苗交換会、協賛会の解散総会が先般行われましたが、5,500 万円ほどの決算がなされております。大変大きなイベントでありますので、関係者初め、関係職員の皆さん、大変御苦労されたことをきのうのように頭に浮かんできます。成功に終わったということではありますが、その種苗交換会のテーマは「農産物自給率向上と農業の活性化について」でありました。そこで、こうしたイベントは、ただ祭り騒ぎだけでなく、そのイベントの協議されたり感じるものから新たな施策転換が生まれて初めて効果があるものと思います。大きなイベント、今後も何かあることが予想されますので、各種イベントの開催の機会に、それを通じて政策に結びつけるということを考えながらやっていかなければ、5,500 万円の今回の種苗交換会の協賛金もむだになるのではないかと、そういう観点で 2 点目は質問をさせていただきます。前文は朗読いたしません。農産物自給率向上と農業の活性化ということで、このイベントを通じ、新たに考えられる施策、あるいはこれからやっていきたいというものがありましたらお答えいただきたい、こう思います。

3 点目であります。高齢者福祉にはいろいろな課題があります。簡単に私の質問の要旨は、地域で支え合う高齢化福祉の対策とその実現ということをテーマにしておりますので、その関係で集落の課題を簡単に拾ってみますと、昔から見ると、近所づき合いが希薄になっている。家庭の中に高齢者の居場所がなくなっている。気軽に集まれる場所がない。集落に必ず小売店があったものでしたが、最近は皆閉店し、お年寄りたちは近所で買い物ができなくなっている、こういう高齢者にとっての課題があります。こうした中で、市では、集落サロン事業など老人の交流の場を設け、健康保持やその他の学習を含めて展開されておりますが、現在、昨年の実績で 14 集落の集落サロンがありますが、こうしたものをもっと充実していかないと、これからの高齢者福祉は語れないと。行政で幾ら金をつぎ込んでも、地域の下支えがなければ高齢者福祉、特に高齢者福祉の地域での支え合う福祉がなければ大変なことだと思いますので、それについての市長のお考えをお聞きしたいと思います。

あと答弁をお聞きし、自席で再質問をさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、本藤議員の御質問にお答えいたします。

不況対策については、よいというふうな内容でございました。その中でワークシェアリング、減収している方への支援、このことを考えたらというふうなお話でございます。今思いつきません、はっきり言って。市民の平等性を確保しながらどういうものが支援できるのか、このあたりはこれから部内でいろいろ検討してみたいと思っております。

それでは、順番に答弁をしたいと思います。

初めに、種苗交換会についてお答えいたします。第131回秋田県種苗交換会については、市政報告でも申し上げましたが、去る2月13日に、にかほ市協賛会総会を開催し、事業が終了いたしました。運営に御協力をいただきました関係各位に改めて感謝を申し上げたいと思います。

御質問の談話会、農産物出品展示については、JA秋田中央会が主催する交換会のメイン事業であります。談話会では、食品の安全性や食料自給率の向上に対して、国民的な関心が高まっている中で、自然を基盤とする本県農業の立地条件を生かした自給率の向上の取り組みなどが話し合われております。また、地域農業を活性化する方策についてのテーマについては、県内の生産者やJA、行政関係者に流通加工業者も加わりまして、それぞれの実績や現在の取り組み、これまでの経緯や課題、あるいは事例などを通して、今後の秋田県農業の活性化や振興策が議論されたところであります。この談話会の内容は、今後集約されて各方面に伝達されることとなりますが、政策的な提言は、主に農協中央会として各方面に要請するとともに、関係する農業団体や機関が積極的にこれからの活動に結びつけていくものと考えております。

本市にとっても、議論された内容が直接具体的な施策、また、すぐに成果として生かされるということにはならないかもしれませんが、議論された内容はさまざまな取り組みを実践している生産から流通に至るまでの諸課題でありますので、こうした内容を踏まえながら、市として取り組むことのできるものについては、今後各種の施策に反映してまいりたいと思っております。

一方、農産物出品展示においても、市内からは372点、総出品数の約16%と多数の出品がございました。出品については、JA秋田しんせいが市内農家に呼びかけまして、出品意欲の喚起や優良作物の栽培指導などに努めた結果であると思っております。また、市内からの出品が農林大臣賞のほか多数入賞されたことは、市における農業生産者の取り組みが高く評価されたものと思っております。さらに、生産意欲とともに、高品質な農産物生産へ自信を持って取り組んでいくことにもつながっていくのではないかと考えております。また、市民にとっても農業全般を一堂に見ることができたことは、農業についての理解や関心が高まることにつながったと思いますし、高品質で安全な農産物の生産の取り組みなどは、市内の農業生産や施策など、農業を取り巻く全体像について理解を深めることができたのではないかと考えております。このように、交換会では、直接・間接的に多くの成果が得られたと思っております。この成果を生かしながら今後の施策に反映してまいりたいと思っております。

次に、農産物自給率向上と農業の活性化の今後の具体的な施策についてであります。前に御質問された議員にお答えしておりますので、ダブる部分がございますけれども、御理解を賜りたいと思います。

国及び秋田県の農業施策において、水田を有効活用することによる自給率向上のための方策が21年度の施策の大きな柱となっております。にかほ市では、これまで水田を有効活用するための方策として、土地利用型作物であります大豆、バレイショ、ソバ等の振興と生産拡大を重点施策と位置づけて取り組んでまいりました。しかしながら、市内全体を見ますと、圃場や土壌条件、担い手不足等により水稻単一経営への偏重と米の生産調整が拡大する中で水田が活用されず、遊休農地化す

る状況が年々深刻となっている状況でございます。このため、国や秋田県の施策でも重点項目としておりますが、市としても、飼料用米や米粉用米等の新規需要米の生産振興について、まだまだ課題は多くありますけれども、水田をフル活用する最も有効な手段であることから、需要拡大や施設整備の方策とあわせて、広域的な連携を図りながら、具体的に検証してまいりたいと思っております。

また、これまで本市の経済を支えてまいりました第二次産業が大変厳しい状況にあることは、これまでも御承知のとおりでございますが、まさに今、先人から受け継がれた大切な地域資源であります水田をフル活用し、農業が安定的に働ける場所として再構築していくことが必要でございます。したがって、これまでも重点事項として位置づけてまいりました高品質・良食味米の振興、複合作物による産地化の確立、地産地消などの推進、集落営農や多様な担い手の育成確保等とあわせ、新規収納者の受け皿構築のための具体策を図りながら、農業の活性化に努めてまいりたいと思っております。

次に、地域で支え合う高齢化福祉対策についてでございます。急速に進む高齢化は、今後、医療や介護を受けながら、介護施設や自宅で生活を続ける方の増加が見込まれております。介護や支援を必要とする方が多くなる一方で、人口の減少により地域における過疎化や核家族化の進行で、支え手である若い人がますます少なくなる状況であります。しかしながら、高齢者の多くの皆さんは、できれば今まで自分が生活してきた地域や家庭で暮らすことを強く望んでいるわけでありまして。そのような状況の中で、市としては、高齢者の自立を目指しながら、個々の健康、生活のための支援や、虚弱な在宅高齢者の介護予防、要介護高齢者及び家族の支援、地域の福祉活動のための支援など、住みなれた家庭、地域で暮らしていけるように、さまざまな事業を展開してきたところであります。

今後の高齢者に対する地域で支える高齢者福祉のネットワークづくりでございますが、現在実施している福祉事業を行いながら、地区の民生児童委員や近隣の方々の協力を得て、増加するひとり暮らしの高齢者の見守りネットワークをさらに充実して、孤独の解消、生活不安の解消などに努めてまいりたいと思っております。また、最近では、地域の方々が心配しておりますように、認知症高齢者も多く見られるようになってまいりました。認知症になっても本人や家族が安心して暮らせる地域を、そこで暮らす住民の手で展開するという地域づくりのためには、連携・協働が重要なかぎであります。来年度は、国が進める「認知症を知り地域をつくる10ヵ年」の一環として、認知症サポーター100万人キャラバンのキャンペーンに取り組み、認知症サポーター養成講座を開催いたします。また、認知症の方やその家族の方を優しく見守り支援する応援団としてのサポーターを養成して、認知症高齢者の見守り事業に取り組んでまいります。こうしたことは先ほど申し上げました地域づくりと連携するような形になってまいります。また、これまで、医療・介護・見守りサービスはそれぞれの分野ごとに対応しておりまして、全体的な調整は十分でなかったようにも思われます。今後は地域住民のさまざまなニーズに幅広く対応できるように、総合的な窓口の開設、見守りサービス、介護サービス、住宅医療、住まいの確保など、地域の関係者と連携を図りながら、地域ケアの体制づくりを強化してまいりたいと思っております。

いずれにしても、高齢者支援計画にもありますように、安心して暮らしていくには各種制度の適切な活用も大切であります。日常生活の中で制度では補うことのできないことについて、地域ネットワークの連携・強化を図りながら、高齢者の生活支援をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、清掃センターの広域化でございます。このことの申し入れについては、最近になって由利本荘市からあったわけでございますけれども、根本は由利本荘市が実質公債費比率 18%以上を超えているということで、県の指導で総合発展計画の計画を見直しなさいという指導を受けているわけです。そういう形の中で、やはり事業を選択しながら、そのままのもの、あるいは送るものの中に今の清掃センターが入ったと、大変申しわけないというふうなお話がありました。先ほど本藤議員がお話のように、循環型社会形成基本計画法及び秋田県ごみ処理広域計画に基づいて、由利本荘市とにかほ市で広域化した焼却施設に取り組みうということに協議を進めてきたわけでございます。20年度においては、その施設の業者選定、これもいろいろやりました。やりましたけれども、なかなかいい場所がない。場所があってもなかなか地域住民に賛同してもらえないということで、結果的には20年度には用地を選定することができませんでした。

そういう形の中ではありますが、当初の計画は国・県・両市による地域協議会を立ち上げながら、21年、22年度において環境アセス、そして施設の基本設計、これをやろうとした計画でございました。そして、23年から25年度にかけて建設工事を進めて、26年度当初には稼働するというふうなことで作業を進めてきたところでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、由利本荘市からそういう話がございます。計画が4年ほど、今の形では4年ほどおくれる見通しとなっております。4年おくれることになると、できれば24年度までには用地はもうここに建てるよということを決めておいて、そして協議会を立ち上げながら、25年、26年に環境アセス、基本設計、それから27年度から29年度にかけて建設工事、30年度当初に稼働開始という形になるわけでございますけれども、では、これまでどうするかとなると、先ほど本藤議員がお話のように、毎年やはり1億円前後のお金をかけて補修していかなければならない。それでもだめだと、だめだという場合は、由利本荘市の焼却炉で受けると、ごみを受けると、由利本荘市の焼却炉を使ってもいいですよという形の、話し合いの中で、そうした申し入れが昨年の大分遅くなってからですね、お話があったわけでございます。いずれにしても、こういう状況でございますが、再度、4月には新しい市長も決まりますので、またこれについてもっと前のほうに持ってこられないのか、これは両市でまた話し合いを進めていきたいと思っております。

それから、懸念される広域事業、広域事業については、何ら私は心配ないと思っております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 焼却場のほうから再質問させていただきます。

市長は当然おわかりかと思っておりますけれども、にかほ市の施設は56年につくった施設であります。通常、15年から25年ぐらいが焼却炉の命だというふうに使われております。にかほ市のこの焼却炉は28年を経過しつつあります。本荘市の場合にはまだ15年しかたっていないんですね。由利本荘

市というとらえ方をすれば、矢島部の施設もありますので、これは10年しかたっていない。言わば矢島部の焼却炉が15年になる段階あたりが今回の25年、26年の設定範囲に入っていたと思います。そういう環境の中で、28年から30年度まで、今の焼却炉が、1億円かけてももつものでしょうか。とりあえずこれをお聞きします。

それから、もう1点だけとりあえずお聞きします。今回の実施計画の中に3年間の実施計画が載っています。1億1,300万円が21年度、それから1億4,100万円、1億3,600万円という事業計画、事業費を載せていますが、これは平成29年の認識を持った上での事業計画なのか、とりあえずこの2点お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 実施計画については、維持補修の関係の予算を上げております。

それから、これは先ほど申し上げましたように、もたせるだけもたせるしかないわけですが、万が一の場合は由利本荘市の施設を使うと。それも了解を得ているわけです。ただ、やはり、では、こういう形の中で単独でつくったらいいのかと、あるいは今、広域、由利本荘市と一緒にやると経費的にも相当安くなるわけです。それからダイオキシン、これについても今度新しい広域のやつは24時間稼働になりますから、ダイオキシンについても相当削減されると。我々の場合、単独でつくった場合は、恐らく朝から夕方までの形で終わってしまうと。そうすると、そこでやめてまた再度次の日やると、ある程度のダイオキシンというのも心配されるわけですね。ですから、24時間、炉が、温度が800度以上、そういう形のものが下らないような形の中でつくりたいということで広域に進んだわけでございます。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） こればかりに絞ってもおられませんのであれですが、例えば、今の事業計画を3年平均にしてやると、年平均で1億3,000万円ほどの補修費がかかるわけです。補修しても、補修なんです、これは。1億3,000万円。それに対して、8年間、今、市長の答弁では9年間になりますけれども。すると、10億超えるんです、補修で。しかも、この計画を持ったときには合併特例債を視野に入れておったんじゃないかと思えます。合併特例債は7割。10億借りても、簡単な言い方をすれば7億は国で、3億しか負担しなくて済むような状況。ところが、今、1億3,000万円を8年間、あるいは9年間やることによって10億超えます。しかも単独です。それから、何かあった場合は由利本荘市で面倒見るという説明ですが、由利本荘市にも限度があります。能力が。結局はにかほ市民のごみの収集に大きな支障が来ることは目に見えて明らかということだと思えます。

例えば、かつて質問したときにいろいろ調べた範囲で、額的に合うかどうかは現在わかりませんが、斎場であれば1基1億円、炉がですね。それから、ごみ焼却場であれば1基5,000万円から6,000万円という簡単な計算法があるわけですが、それからいくと、29年になっても由利本荘市の財政事情が好転しない限りはそれが長くなる可能性があるのではないかという心配もあります。ここで、これまでの経緯は私もある程度わかっているつもりですので、経緯についてはどうしても必要であれば説明してもらってもいいですが、省いてください。もし現在の制度の

中で単独で実施できる制度が見つかるのであれば、循環型の、いわゆる3万人規模の施設、そうすれば、合併特例債を使えば大変なプラスになります。その大変なプラスになる分を、福祉が今足りない分野に予算を振り向けるということが可能だと思いますので、そこら辺の御検討をいただけるものか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 広域でつくろうとも単独でつくろうとも、その期間内であれば合併特例債は活用できるわけですよ。それから、合併特例債9割の、95の70ですけれども、実際それは基準財政需要額に算入されるだけです。それに0.6ぐらいしか掛けることできませんので、5割弱という形になります。圃場整備もありますから、これからの形が由利本荘市がどうしてもそういう形の中で取り組むことが無理だという形になれば、単独での形も検討してまいりますけれども、ただ、24時間稼働の施設整備は困難という形になろうかと思えます。いずれにしましても、先ほども申し上げましたが、全体的な事業費をもう一度単独でのやつを把握しながら、修理費10年といっても3年分建設している段階は動かすんですから、3年部分の維持補修費はどのような形であっても必要なわけですよ、建てている間ですから。だから、そういう形も含めて検討をさせていただきたいと思えます。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） この清掃センターに関しては、言われることわかりますけれども、ライフラインの非常に大事な部分なんです、このごみ処理場というのは。唐突に由利本荘市から申し入れがあって、多分市長も困惑した、あったと思いますが、円満にできるものであれば速急にやってほしいと思いますが、なかなか公債費比率の好転なんていうのはそう簡単にできるものでもないと思うし、やはり制度上の単独1市のやれる制度があるものかどうか、そこら辺も見きわめながらひとつやっていただければありがたいと思えます。

次の質問に入ります。時間ないものですから。それから、それを希望しておきたいと思えます。トータルで意見、後でお知らせください。

国際金融に関するこの経済危機については、先ほども言いましたように同僚議員が多く聞いていますので。私も具体的にどこに援助しようという思いがあれば簡単なんですけれども、各部各分野でひとつ洗い直して、学納費の免除だとか、それから給食費の免除だとか、そういうような面で考えられる、いわゆるトータルして平等を失しないという範囲内のものであれば、場合によっては市民税の一定ランクの人方に対する市民税の軽減策とかあると思えますので、これもひとつお考えをいただきたいと思えます。

それから、種苗交換会については仰せのとおりであります。ただ、私、先回の一般質問でも集落営農組織の状況、農業施策について質問しました。その2回前にも、いわゆる耕作不耕地の関係の質問をいたしました。今、農業の抱えている問題というのは、この耕作放棄地対策と後継者問題だと思います、せじ詰めれば。そういうことで、前回の市長の答弁の中では、集落営農を核にして法人化を進めていくということでありましたので、それに対して、たしか市で地域水田ビジョンでしたか、というのがある、その中では、これも2年ほど前の計画ですから、ちょっと古くな

ったのかもしれませんが、「食味向上と売れる米づくり」ということを具体的に提言してあります。後継者問題、耕作放棄地、あるいは遊休農地、それらの耕作不耕地を今後ふやさないという意気込みといえますか、政策上の意気込み、これについてはひとつお知らせをいただければと思います。

耕地面積の83%は水田ですから、その水田がここ数年で80%を切ろうとしている状況なんです。耕作面積の83%の農地がだんだん減っている状況にありますので、それと後継者の問題、これをお願いしたいと。

それから、地域で支え合う高齢化福祉の問題。寝たきり予防とか、引きこもり予防、健康保持等の目的で集落サロンですか — やいろんな事業を展開していると思います。私、提案したいのは、この集落サロンの拡大を含め、この延長線上で集落の自治会長さん方の協力を得ながら、分館と言ったこともあります。今何というんですか、集落の会館、集落会館を週に何回とか月に何回開放して、そして地域の同じ高齢者の健常な方々が世話をするような形。市で金かからないんです、そうしたことを。これは市長の考えている協働のまちづくりの基本理念なんです。そういう地域で支える政策を展開しない限りは、何ぼ金かけても福祉の高まりは出てこないと思います。よって、現在、社会福祉協議会、民生委員、福祉委員等々の協力を得ながら、自治会長の最大の力をかりて、各集落の分館開放日、これを市で提唱していただきたい。また、こういう冬期間で大変な場合は、例えば年に1万円の灯油代を実施している集落には援助するとか、そういうぬくもりのある施策を展開していただきたい。いかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 集落サロンの拡大、これについては4月になると各会長さん方と行政懇談会がございますので、その席でも協力願いしながら、じゃ、行政に対してどういう要望があるのか、そうした形を聞きながら対応してまいりたいなと思います。

耕作放棄地拡大防止、これはやっぱり我々も一生懸命頑張っても、やるのは農家ですからね。何とか、手間は少しかかるかもしれないけれども、飼料米とか、米粉用米とか、そういう形に使っていただければ、あるいは集落営農組織であれば、生産組織なんかもあると思いますが、大豆とかバレイショ、土地のいろいろな状況あるかと思いますが、こうしたこともこれからさらに拡大できるように、そして我々が何が市でできるのかも含めて検討してまいりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） ただいまの質問の中で冬期間における集落会館を開放した場合の灯油代の補助ということでございますが、現在、集落サロンを開催した場合、月5,000円の補助金が出ております。うちのほうでも集落サロン、これは大切な事業でありますので、力を入れていきたいと思いますが、この中で経費を捻出していただければ大変ありがたいと今のところ考えておるところです。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 市長の答弁の中で、制度を担い、制度を補うような形での支援という言葉がありました。まさに、こんなこと、制度化しなくても、自治会と市の考え方と、それに巻き込んだ社会福祉協議会等があれば、本当の意味での協働のまちづくりで、老人を支え合う福祉のまちづ

くりが私はできるものだと思っています。例えば、今、健康福祉部長が言われましたが、集落サロン、5,000 円、それはそれとして、集落サロンを選択してやる集落もあるだろうし、あるいはそうでなくて、任意に、集落サロンなんていう大げさなことをやらなくても、任意に我が集落では市でそういう考えであればやれるというような場合は、そのような援助の仕方もあるだろうということでございます。言ってこういうことを少しずつふやしていくことにより、本当の意味での協働のまちづくりがなされていくんだらうなど。

ちなみに、私、犬の散歩をしながら歩くと、朝早い時間に午ノ浜温泉に行く年寄り方と会うんです。車を押して、午ノ浜温泉に、早い時間です。掃除のおばさんしかまだ来ていないというような状況下の中でそういうのが見えます。ただ、300 円かかるんです、毎日、あそこは。ところが、ほかの集落であればそうした場所もないというところもあるわけです。そういう集落の会館のないところはないと思いますので、ぜひ集落の自治会の会長さん方と協議をして、一步突っ込んだ老人福祉体制をつくり上げていきたいと。そこから生まれた新しい問題は新たな問題を解決するという意味でいろいろ発展していくということで、市の考えている寝たきり予防とか、出しぶりというか、引きこもりとか、自殺予防防止までなるのではないかというふうにも思いますので、ぜひ自治会と濃密な研究をやっていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（竹内睦夫君） これで 21 番本藤敏夫議員の一般質問を終わります。

次に、8 番小川正文議員の一般質問を許します。8 番小川正文議員。

【8 番（小川正文君）登壇】

8 番（小川正文君） 今議会最後の質問者になりました。さきに通告書を出しておりますので、それに従いまして質問をしてみたいと思います。

まず最初に、2 字削除願いたいと思います。インフルエンザについての事項でありますけれども、「今年に入って新型インフルエンザ」とありますけれども、この「新型」を削除してくださるようお願い申し上げます。

それでは、私の質問に入りたいと思います。

一つ目は、NPO についてであります。

NPO — 非営利組織ということで、利益を優先事項とせず社会的使命の達成を存在意義として活動する組織のことを指すとされています。今、「地方の時代」と言われておりますけれども、国の三位一体の構造改革の中で税源移譲が完全でない中、交付金、あるいは補助金が削減され、今だれもが予想しなかった不況に見舞われている中、先が見えない中、市税の増収も期待できない時代に入っています。反面、地域の課題は多様化し、市民の要望に対して、行政のみがきめ細かく対応していくには、財政面、人的面からも限界が来ているのではと考えます。地域に暮らしながら活動する市民、公益的な団体、企業などは、公的サービスの担い手として大きな可能性を持っていると言われております。総合発展計画や自治基本条例の策定の中にも市民参画がうたわれ、それが協働という形であらわされていると思っております。

そこで質問でありますけれども、この NPO の団体は市内に幾つあるのか、その活動内容について。それから、NPO の行政の支援について。それから、NPO について市の考え方について伺い

ます。

次に、インフルエンザについてでありますけれども、ことしに入ってインフルエンザが流行しております。各都道府県を見ても、注意報、警報が発令されている状況です。特に新型インフルエンザは、今までのインフルエンザと違って、発生したら約2週間で世界じゅうに大流行し、多数の発病者、死亡者が出ると危惧されております。厚生労働省の試算によれば、この新型は4人に1人が感染し、200万人が入院。最悪の場合は64万人が亡くなるという予想もされております。この秋田県の場合でも1,300人が死亡し、各自治体の40%の職員が通勤できなくなるのではないかとこの観測もあります。そういう状況の中で、いたずらに脅威をあおるのもよくないと思いますけれども、インフルエンザについてお聞きいたします。

まず、市内の感染状況について。各小・中学校、保育園、ここに書かれておりませんが幼稚園、それから老人ホームなどの現在の状況をお願いしたいと思います。

それから、インフルエンザの予防接種の現況と市の対策、市民への周知について、また、国・県の対応について伺います。

三つ目は、タミフルの効能、効果について。

そして、四つ目は、鳥インフルエンザについてでありますけれども、鳥インフルエンザについては、去年の4月の終わりごろですか、十和田湖畔において1羽のオオハクチョウが亡くなっております。これも鳥インフルエンザと確認されております。それ以降といいますか、白鳥に対して餌づけをしてはいけないというところが各地方で多くなってきております。また、最近では愛知県でウズラが鳥インフルエンザに感染して二十数万羽が処分されるというような事態に陥っております。この鳥インフルエンザに対する対応、対策について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、小川議員の質問にお答えいたします。

初めに、NPO団体は市内に幾つあるか、その活動内容についてでございます。NPO法人格は、NPO法にも示す17分野の活動を行うために所要の要件を満たすことにより、必要な手続を経て設立されます。市内には法人格を有するNPO団体は二つ設立されております。一つは、平成19年4月に設立されたエヌポックーNPOCで、白瀬南極探検隊長の何度でもチャレンジし続ける精神と、夢とロマンを持ってもらうために講演会やシンポジウムなど新しい型のイベントを通して、極地ー南極、あるいは北極の極地ーと探検、自然環境への理解と協力を深め、地域文化の底上げや人材育成、新しい文化の創造を目的に活動されております。二つ目は、平成19年6月に設立されました地球防衛隊であります。人と人がコミュニケーションを通じてだれしもが生き生きと楽しく生活するための機会や学びの場を提供・支援し、よりよい地域社会の形成を目的としているものであります。このほかにも市内には70近いボランティア団体、市民活動団体があり、目的達成に向けて精力的に活動をされているところでございます。

次に、NPOの支援についてであります。NPO法人が設立されますと、法人市民税の納税義務が発生することとなりますが、市としては公益性があることから減免としております。このほか、

NPOの主催する事業が協働のまちづくり事業に定める要件に合致する場合には補助金を交付することもできます。また、NPOの活動目的に掲げる事業展開に対する施設の提供や各部署が行う事業計画などの情報を提供するなど、これからもよりよい活動しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

NPOについての市の考え方でございますが、今申し上げたこと等でございますが、市が行う施策とNPO法人の活動目的とが一致する分野としては、福祉や教育、文化、環境、まちづくり、地域の安全等が考えられます。例えば福祉部門においては、子育てサポーター体制の充実、精神ボランティアの育成等が考えられるところでございますが、そのほかにも、行政が目指す目的と合致する事業であれば、相互理解を深め、抱える問題解決や地域の活性化のために、互いの役割の中において一体的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、インフルエンザについてであります。最初に、普通の風邪、インフルエンザ、鳥インフルエンザ、それに新型インフルエンザについて簡単に申し上げます。普通の風邪の症状は、のどの痛み、鼻水、くしゃみ、せきなどが中心で、全身症状はあまり見られません。発熱もインフルエンザほど高くなく、重症化することはほとんどありません。一方、毎年冬を中心に流行するインフルエンザの場合は、風邪の症状のほかに38度C以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が強く、重症化しやすいのが特徴でございます。インフルエンザの原因となるインフルエンザウイルスにはさまざまな種類がございまして、人以外の特に鳥に感染して症状が出た場合は鳥インフルエンザといえます。新型インフルエンザというのは、従来人に感染することがなかった鳥インフルエンザ等が人に感染して、人の体内でふえることができるようになり、人から人への効率よく感染できるようになったウイルスによる病気でございます。現時点では世界で新型インフルエンザの人から人への感染の発生は確認はされておられません。

他の取り組み等、あるいはインフルエンザの状況等については担当の部長がお答えをいたします。
議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうからは御質問のインフルエンザについての御質問の1から4までをお答えいたしたいと思えます。

まず最初の市内でのインフルエンザの感染状況についてでございますが、インフルエンザか風邪によるものか、それは不明ですけれども、集団風邪の罹患者数が在籍数の20%以上であったために、小出小学校と上浜小学校から教育委員会に報告がありました。1月23日には小出小学校の1年生が15人中12人が罹患、2月26日には上浜小学校の3年生22人中8人が罹患したという報告でありました。市内の各学校においては学級閉鎖などの措置を行ったところはございませんでした。また、保育園、幼稚園、介護老人福祉施設からの集団発生の報告もございませんでした。

次に、インフルエンザの予防接種の状況と対策、それから市民への周知などについてでございます。現在、インフルエンザは予防接種法で二類疾病と規定されておりまして、個人の予防に重きを置きましてワクチン接種を行うものでありまして、個人の発病や重症化防止と間接的に集団予防を図ることを目的として、あくまでも接種者の意思によるもので、麻疹とか風疹とか、それからジフテリア、ポリオ、日本脳炎、これらと違ひまして、努力義務は課せられておりません。65歳以上の高齢

者につきましては、この法律に掲げられておりますので、インフルエンザワクチン接種の一部公費負担の対象者となっておりますが、乳幼児に対する公費負担は今のところございません。にかほ市では 65 歳以上の方に予防接種法でただいまの法で規定されているインフルエンザ予防接種料金の助成をしておりますが、本荘由利医師会の接種料金は 1 回 3,916 円で、このうち 1,700 円は自己負担となりますが、残りの 2,216 円につきましては市からの助成であります。

インフルエンザの予防接種の周知につきましては、広報などでお知らせしていますが、今年度 65 歳以上で接種を受けた方は 4,652 人でありました。このインフルエンザの予防接種は、予防接種法で市町村長が実施することになっておりまして、国・県の役割といたしましては、蔓延予防上の緊急の必要があるときは、国が県に対しまして臨時の予防接種を指示できることになっております。

次に、タミフルの効能、効果についてであります。タミフルはインフルエンザの治療薬でございますが、インフルエンザのウイルスをふやさないようにして、症状がひどくなるのを抑えまして、症状が出てくる期間を短くするという効果があるようであります。また、症状が出てから 48 時間以内に服用しなければその効果が薄くなるということでありました。しかし、タミフルはすべてのインフルエンザに効果があるわけではありまして、インフルエンザ A 型と B 型のウイルスに効果があると言われております。ところが、ことしの冬はタミフルがきかないウイルスの報告が全国的に相次いでおりまして、国のほうにおいてもタミフルのきかないウイルスに感染した患者について、実態調査に現在乗り出しております。

次に、鳥インフルエンザについてであります。鳥インフルエンザは、本来は鳥類で流行するインフルエンザであります。2003 年以来、致死率が高い H5N1 型の感染が拡大しておりまして、3 億羽を超える鳥が死んだり、処分されたりしております。最近の愛知県のウズラについては、かなり感染力の薄い形だと報道されているようです。国内での H5N1 の実例はないようではありますが、世界ではインフルエンザの人への感染がふえ続けております。鳥インフルエンザは新型インフルエンザのもとになることから、特にその動向が世界で注目されております。しかし、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないために世界的な大流行となり、大きな健康被害をもたらすことが大変心配しているところであります。

このため、2005 年に国では新型インフルエンザ対策行動計画を策定いたしまして、順次改定を行ってきております。また、秋田県においても秋田県新型インフルエンザ対策行動計画を作成いたしまして、平成 20 年 1 月に改定版を発行しております。

新型インフルエンザに対する我々市町村の役割は、ひとり暮らし家庭等への支援、住民への情報提供、ワクチン接種、埋火葬、死亡者等の報告、医療施設等として公共施設の提供等が国や県から求められることとなります。にかほ市では県の行動計画との整合性を保ちながら、にかほ市新型インフルエンザ行動計画を策定する準備に入っております。また、県のほうでは、市長を含めた新型インフルエンザ対策行政トップセミナー、これが今年の 10 月 27 日に行われております。また、由利地域振興局でもこれらの地域連絡会議を開催いたしまして、市の職員を招集しまして協議しているところであります。

また、にかほ市では、国県要望といたしまして、新型インフルエンザ対策について 4 項目の要望

をいたしております。一つは、平常時における国民への情報提供、それからワクチン及び抗インフルエンザ、インフルエンザウイルスにきく薬の確保と十分な備蓄、それから外出自粛強化のための法の整備、四つ目といたしまして、県と市町村の連携強化、これらを市長会を通じて国県のほうに要望しているところであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 8番小川正文議員。

8番（小川正文君） 丁寧に答えていただきましてありがとうございます。それでは、二、三再質問をさせていただきます。

まず、このNPOについてでありますけれども、NPOの支援について説明がありましたけれども、市内に2団体あるという説明でありました。そこで、私もこの質問を前にして市内のNPOの関係の理事の方に話を聞いてまいりました。その話の中で一番の問題と申しますか、というのが、やはり資金面であるということでありました。活動するにしても、今のところ会員の会費で運営しているというふうなことでありまして、そういうことであります。

ところが、にかほ市夢いきいき21マイタウン事業という要領があるわけでありまして、この内容を見てみますと、まず事業主体が、事業の実態主体は、町内会、集会、ボランティア等の市民有志で組織する自主的な団体または個人ということになっておりまして、その団体について補助金を申請するというようになって、要綱があるわけでありまして、助成金を申請するということが明記されているわけでありまして、これ50万円を交付限度としているわけでありまして、このマイタウン事業そのものについてはNPOの方々からまず知らないということがありました。ですから、この補助金を受けることができないと。市長の説明では市の行政と合致するような行事があれば補助金を申請できるんだという説明がありましたけれども、この補助金はこの50万円を限度にありますが、これ、申請すればNPO団体がこの補助金を受けることができるのかどうか、その点についてまず伺いたいと思います。

それから、今までこのいきいき21マイタウン事業について、支払った助成金、補助金などありましたら、今までの経過も含めて、どういう経過で支払ったのか、その点について伺いたいと思います。

それから、三つ目は、にかほ市として県のアンケート調査に答えているわけでありまして、これは、にかほ市では、「NPOの役割について」というアンケート調査に答えているわけでありまして、当にかほ市は、多様化する住民ニーズと地域活性化を図る上で今後ますますその中心的な役割を担うというような回答をしているわけでありまして、そういう点から、今後、NPO法だけではないと思いますけれども、ボランティア団体も含めて、行政にどういうふうな参画をしていけばいいのかというふうな考えを持っているわけでありまして、特にこれから高齢化社会を迎えるという時代にあって、定年される方が多いわけでありまして、そういう人々をどのような形で行政に参加できるかということが私としては大きな問題ではないかと考えるわけでありまして、その点について考えていることがありましたらお伺いしたいと思いますし、また、このNPOの進めていく上で職員の存在というものが非常に行政との関係においては大きくなっていくと思います。職員の研修と申しますか、意識調査、その点についてはどういうふうな考えを持っているのか、

その点について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） それでは、資金面の支援についてというふうな御質問が一つございました。あくまでもNPOというのはそれぞれの団体が自主運営ということが基本です。ですから、我々が資金面というわけじゃなくて、やはりその夢いきいき21マイタウン、これについてもやはり協働のまちづくりに貢献するというふうな事業をこのNPO法人がやるとすれば、これはNPO法人だけではありません。やるとすれば、その要綱に合致すれば、2分の1以内、上限50万円までは助成することができます。要するに事業に対する助成はできますということです。

それから、PRについては、新年度の予算とか、そういう形で広報で夢いきいき21マイタウン事業についても何回か広報にも出ているんですけどもね。我々はやっぱり広報を見てPRという形が大切だと思っていますから、これについても広報では何回か出ているはずですよ。

それから、今、助成の実績等については担当部長からお答えします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） この夢いきいき21マイタウンの事業、市長、今、協働のまちづくりの事業に合致すればということでお話ししました。一般的に各集落が対象だというふうな認識でおられる方も多いわけですけども、今ここで実績何件で幾らという額は申し上げることはできませんけれども、過去の実績としては、自治会、あるいは町内会以外の各種団体にもこのマイタウン事業を活用して助成している実績があることだけはお答えしておきたいと思います。

なお、職員の研修というふうなお話しされましたけれども、NPO法人さまざまな形態がありますので、窓口担当は企画情報課となっておりますので、その辺の市としてもそのあり方について、研究なり勉強しながら、そういうボランティアの団体が一歩進んでNPO法人化に向けて相談があった場合は対応できるような体制は整えていきたいと思っています。以上です。

議長（竹内睦夫君） 8番小川正文議員。

8番（小川正文君） もう一度質問をしますけれども、この県のNPOの関係で県のホームページを見ておりましたら、こういう事業があったわけでありまして、これは、農山漁村（ふるさと）地域力発掘支援モデル事業というのがございまして、「ふるさと」というのは農山漁村地域力発展支援モデル事業ということでございまして、これは東北の農政局が公募したものでありまして、公募期間がことしの1月23日ということで締め切りが終わっているわけでありまして、この趣旨として、「農山漁村地域力発掘支援モデル事業とは、地域住民や都市住民、NPO、それから企業等の多様な主体を地域づくりの新たな担い手として捉え、これらの協働により農山漁村の地域の持続的な発展の基礎をなす」というような文面がありまして、この事業内容として、「農山漁村に存在する地域資源を活用した村おこしに係る活動」というのがございまして、これについては、農家等の廃屋を利用した集客の受け入れ、あるいは農業体験交流事業などが挙げられているわけでありまして、応募の資格としては、地域住民の団体、それから農林漁業者の組織する団体、NPO、企業、住民等の二つ以上の主体で構成するものとして、その構成する構成員には必ず市町村が含まれているというような内容になっているわけでありまして、

この都市と農村の協働については、このにかほ市にとっても大きな私は課題であると考えているわけであります。特に観光の面からもですよ。特に今、TDKの関係で、このにかほ市というのが大きな柱が揺れている状態であります。我々住民として一日も早い業績の回復を願うわけでありませぬけれども、逆に、こういうときだからこそ、市として新しい柱といいますか、そういうものに取り組んでいくべきではないかと私、思うわけであります。TDKも一つの大きな柱とすれば、こういう農山漁村の発展も2本、あるいは3本目の大きな柱になる可能性もあるのではないかと思うわけであります。この都市と農村の協働については、今までグリーン・ツーリズムなど含めて一般質問もあり、市長も事あるごとに、この前は議員とTDKの関係の中でも交流も含めてやらなきゃいけないというようなことも話されておりました。その点も含めて、今回私はこの行政報告の中にこういうことが盛り込まれてくるのではないかと考えておりましたけれども、残念ながら出てきませんでした。同僚議員の質問の中にも体制づくりをしなければならぬというようなことでありましたが、その体制づくりも含めて、市長の言うこの農山漁村の活性化についての考え方を伺いしたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） ちょっと通告されているところから大分外れているようですが、やっぱり都市と農村の交流、非常に私は大切だと思っております。ことし若干ですが、受け入れ態勢の整備を進めようということでグリーン・ツーリズム、この関係の予算を少し新年度に盛らせていただきました。ですから、今、都市と交流の中で何といたっても今やらなければならないのは受け入れ態勢です。例えば、修学旅行を受け入れるにしても、旅館、ホテルに泊まる修学旅行は今だめなんです。おじいちゃん、おばあちゃんがいるような農家、漁家、そういうところで3泊、4泊ぐらいして、その生活を体験する。あるいは、それから農業であれば農業の体験とか、そういう形でなければ修学旅行は来ないんです。ですから、まずそういう交流人口の拡大していくためにもその受け皿づくりをしなければなりません。この前もお話ししましたが、100人ぐらいの規模を受けてくれませんかという話の中では、最低でも25の世帯が態勢をつくらないと100人は受けられないんです。ですから、そういうことも含めてこれから頑張っていきたい。地域の活性化につなげていきたい。また、そういう形の中で国の補助制度を活用できるものであれば活用していきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 8番小川正文議員。

8番（小川正文君） そういう答弁をしますと前と何も変わらないわけでありまして、このNPO、当然、市長も — ちょっと要旨それでしたけれども、どこにやりたいというへそづもりというか、腹づもりというか、どういう地域に、例えばこのNPOを含めてですよ。私はこういうものはNPO法を通じてやったほうが民間の活力も出てきますし、また、地域の活性化にもなるのではないかと改めて再質問するわけでありませぬけれども、具体的に予算をつけたといいますけれども、どういうところにどういうふうにやりたいという構想についてはなかなか話してくれませぬ。その構想についてはどういうふうな考えを持っているのか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） さっき言ったのは、やっぱり体験型がこれからの主流だと、少人数の。あ

るいは修学旅行。ですから、NPOで頑張ってくれれば一番いいですよ。農家を抱えて、あるいは漁家を抱えて、自分たちが主体になってやりながら体験する場所をつくってあげる、こういうNPO法人が出てくれば私は最高だと思っています。そういう形の熱意ある団体、NPOを目指そうという団体には支援もしていきたいと思っています。

議長（竹内睦夫君） 8番小川正文議員。

8番（小川正文君） 次に、インフルエンザについてお聞きしたいと思います。

インフルエンザの予防接種についてでありますけれども、先ほど説明がありましたけれども、残念ながら幼児に対しては今のところ補助金がないというような状況であります。このインフルエンザの幼児について、小さい子は2回接種しなければならないということで、ある家庭では8,000円もかかるというような、1回ではだめだということで、1歳、2歳児は2回を接種しなければならないということで8,000円もかかるというようなところもあるようであります。これからこの不況の中でやはり子供を抱えている家庭の方などおりますと、学校も休めない、保育園も休めない、子供は風邪だというような状況の中で、このインフルエンザの助成金を市としてできれば出すような方向に転換することができないのかどうか。非常に今、不況の中で会社も休めない、お父さんもお母さんもぎりぎりの生活をしているという中で子供が熱だと。学校にも行けない、幼稚園にも行けない。じゃ、どうするというような状況になってきて、非常に悲惨になるんじゃないかと思うわけであります。その点でこの助成に対してどういうふうに、先ほどは助成はしていないと、考えていないというような答弁ありましたけれども、私としてはこの8,000円もかかるというようなことでありまして、そういうことになりますと非常に負担も大きいというようなことでありますので、その点について再度お伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 現在のところ法律でも65歳以下の方のインフルエンザ予防接種についての公費負担はないわけでありまして、今後は国の法律の改正を見ながら一部負担も考えていかなければならないだろうと今のところ考えているところであります。いずれにいたしましても、インフルエンザの予防接種は、病気でないために自由診療でございます。お医者さんによっては1回の接種料がほかの医療機関と比べて安い医療機関もあるやに聞いております。いずれにいたしましても、自分の健康はみずから守る、あるいは自分の家族の、あるいは子供の健康はみずから守るという観点から、また、集団予防を図る意味からも今後ともワクチン接種をしていただけるようお願いしてまいりたいと思っております。今のところ乳幼児についての補助については考えていないわけであります。

議長（竹内睦夫君） 8番小川正文議員。

8番（小川正文君） それでは、インフルエンザの周知についてでありますけれども、私、去年の広報からずっと見てきましたけれども、インフルエンザの予防に対して周知については載っていませんように記憶しておりますけれども、何月号にどのような形で載っていたのか。去年の11月からずっと見てきましたけれども、インフルエンザの要項については載っておりませんでした。ただ、きのう、県の広報紙にインフルエンザの対応について注意を呼びかけるような広報は載って

おりましたけれども、にかほの広報には、私も勘違いがありますけれども、何月号にどのような形で載っていたのか、これについてお聞きしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 予防接種の啓発について何月号に載ったかはちょっと私、記憶ないわけでありまして、周知についてはインフルエンザの予防の仕方ということで、そういう形の記事では掲載してはいたはずであります。また、インフルエンザの周知につきましては、学校のおたより、あるいは園のおたより、そういう方向から、接種を受けましょうという啓発は、園のほう、学校のほうにもお願いしているところであります。また、老人ホームのほうについても同じでございます。

議長（竹内睦夫君） 8番小川正文議員。

8番（小川正文君） もう一点だけ質問して私の質問を終わりたいと思います。

タミフルについてお伺いするわけでありまして、特に1歳未満の子供や妊婦、授乳婦がタミフルを使用するときの注意、あるいはタミフルを飲んではいけない場合や特に注意することがある場合についてお伺いします。タミフルを飲んで副作用を起こして、階段から落ちたとか、というような、亡くなった人もおりますので、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） タミフルのことにつきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、インフルエンザの予防の治療薬で、体の中のウイルスがふえるのを防ぐと。それから発症後早く使うほど効果が高く、48時間以内に服用を開始しないと効果が薄いと、そういうことであります。

タミフルの服用と異常な行動につきましては、新聞報道、あるいは学会の機関紙に掲載されているところでありますけれども、タミフルの服用と異常行動の因果関係は現在確認されていないそうです。なぜ異常行動を起こすのか、それははっきりした見解がまだ示されていないようであります。

インフルエンザは重症化する可能性が高く、子供は特に重症化する可能性が高いということで、その重症化することを抑えるための薬であるわけですけれども、1歳未満の子供、あるいは妊娠中の方につきましてはお医者さんと篤と相談いたしまして慎重な服用をお願いしたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） これで8番小川正文議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後3時24分 散 会